

国際協力機構

国家 CTP 庁  
セネガル共和国

# セネガル国 子どもの生活環境改善計画調査



2004 年 8 月

株式会社コーエイ総合研究所

人間
JR
04 - 10

**国際協力機構**

**国家 CTP 庁  
セネガル共和国**

**セネガル国  
子どもの生活環境改善計画調査**

**ファイナル・レポート**

**要約版**

**2004 年 8 月**

**株式会社コーエイ総合研究所**

換算レート

(2004年8月現在)

US\$1=¥112.29

US\$1=FCFA552

FCFA1 = ¥0.20

## 序 文

日本国政府は、セネガル国政府の要請に基づき、同国子どもの生活環境改善計画調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構（平成15年9月までは国際協力事業団）がこの調査を実施致しました。

当機構は、平成13年12月から平成16年8月までの間、株式会社コーエイ総合研究所の田井稔三氏を団長とする調査団を現地に派遣致しました。

調査団は、セネガル国関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援を戴いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成16年8月

独立行政法人国際協力機構  
理事 松岡 和久

## 伝 達 状

独立行政法人国際協力機構

理 事 松 岡 和 久 殿

今般、「セネガル国子どもの生活環境改善計画調査」に係る調査が終了いたしましたので、ここに最終報告書を提出いたします。この報告書は、平成13年12月から平成16年8月までの33ヵ月にわたり、セネガル国及び日本国内において実施した調査業務の結果をとりまとめたものであります。

本調査は、セネガル国カオラック州、タンバクンダ州において、0歳から6歳の子どもの生活環境改善計画（M/P）を策定すること、ならびに本調査の実施を通じて、セネガル側カウンターパートに対し調査手法等の技術移転を行うことを目的としました。この目的のため、先ず、子どもの生活現況調査などの各種調査を実施致しました。これらの調査は子どもの権利保障への政府の取り組み、保健・栄養、就学前教育の3つの観点から行い、両州の子どもを取り巻く環境全般を把握致しました。さらに、カオラック州、タンバクンダ州においてパイロット・プロジェクトとして子どもセンター(Case des Tout-Petits)を建設し、二年間に亘ってその運営を行いました。以上の経験に基づき、マスタープランを作成致しました。また、パイロット・プロジェクトの実施及びモニタリング・評価、およびマスタープランの作成に当たっては、セネガル側カウンターパートとともに活動を行って参りました。

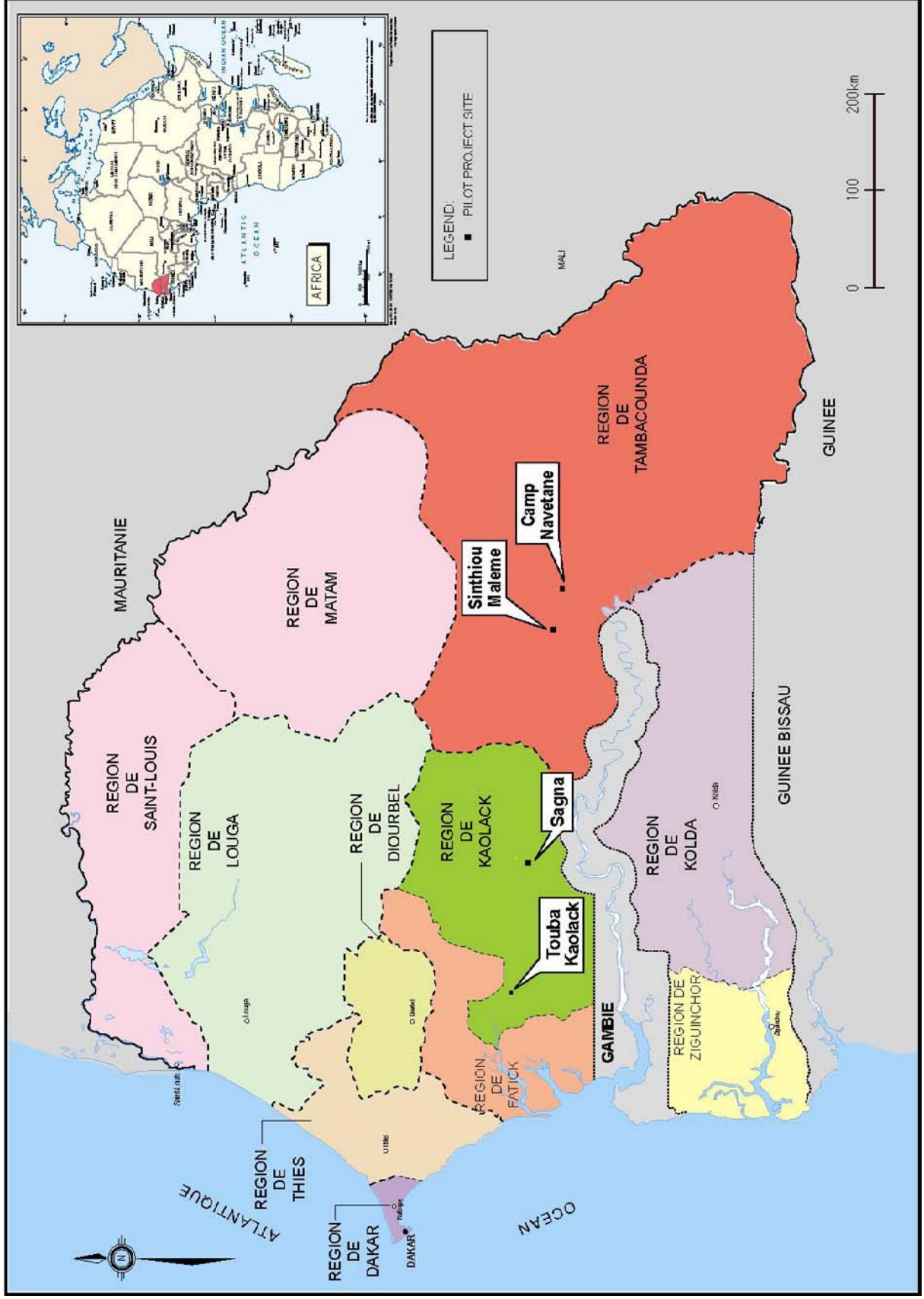
本調査の実施が、セネガル国の子どもの生活環境改善の支援体制強化に貢献すると共に、両国の友好と親善の一層の発展に役立つことを願っております。

終わりに、本調査の期間中、貴機構、ならびに本調査作業監理委員会より多大なご助言と協力を賜りましたことを、心よりお礼申し上げます。また、現地調査においては、セネガル国・国家CTP庁（NACTP）をはじめとする政府諸機関、カオラック州、タンバクンダ州政府の方々より多大な協力を得ました。さらに、在セネガル日本国大使館、貴機構セネガル事務所より貴重なご助言と支援を賜りました。ここに感謝の意を表する次第です。

平成16年8月

セネガル国子どもの生活環境改善計画調査団

総括 田 井 稔 三



位置图



## パイロット・プロジェクトの横顔 (1)



**CTP 教員**  
(トゥーバ・カオラック)



**CTP と子どもたち**  
(サーニャ)



**CTP での授業の様子**  
(カー・ナベタン)

## パイロット・プロジェクトの横顔 (2)



**CTP 遊戯と子どもたち**  
(シンチュー・マレム)



**マイクロ・プロジェクト**  
(染色)



**シネバス**  
(スクリーンをみつめる  
子どもたちと住民)



セネガル共和国  
子どもの生活環境改善計画調査

要約版

目次

	頁
序文	
伝達状	
位置図	
写真	
<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>S-1</b>
1.1 調査の背景 .....	S-1
1.2 調査の目的 .....	S-1
1.3 調査の進捗と成果品 .....	S-1
1.4 報告書の構成 .....	S-3
<b>第2章 セネガル国における就学前児童開発（ECD）の概要</b> .....	<b>S-4</b>
2.1 就学前児童開発（ECD）イニシアチブ .....	S-4
2.1.1 グローバル・イニシアチブ .....	S-4
2.1.2 セネガルでのイニシアチブ .....	S-5
2.1.3 ECD の定義と本調査 .....	S-6
2.2 カオラック州とタンバクンダ州の就学前教育、保健、栄養、 子どもの権利の現況 .....	S-8
2.2.1 就学前教育（ECE）に関する問題 .....	S-8
2.2.2 就学前教育（ECE）に関する制約 .....	S-9
2.2.3 保健と栄養に関する問題 .....	S-11
2.2.4 保健と栄養に関する制約 .....	S-12
2.2.5 子どもの権利に関する問題 .....	S-14
2.2.6 母親に関する主な問題 .....	S-15
2.2.7 子どもの権利に関する主な制約 .....	S-15
2.3 CTP と ECD 施設 .....	S-17
2.4 ECD に関する JICA マスタープラン策定に向けて .....	S-19

<b>第3章 CTP とパイロット・プロジェクトの実施</b> .....	S-20
3.1 背景とパイロット・プロジェクトの目的 .....	S-20
3.2 CTP の概念.....	S-20
3.3 パイロット・プロジェクトのデザイン .....	S-22
3.3.1 パイロット・プロジェクト実施フロー .....	S-22
3.3.2 サイト候補の選定 .....	S-23
3.3.3 参加型ワークショップと情報提供・普及活動 .....	S-25
3.3.4 実施組織 .....	S-25
3.3.5 入学金・月謝の構成 .....	S-26
3.3.6 スタッフ雇用 .....	S-27
3.3.7 カリキュラム／教材と研修 .....	S-27
3.3.8 CTP のデザイン .....	S-28
3.3.9 マイクロプロジェクトとシネバス運営 .....	S-30
3.4 CTP 運営とモニタリング .....	S-32
3.4.1 モニタリングの目的 .....	S-32
3.4.2 CTP 運営とモニタリングの結果 .....	S-33
3.5 CTP の持続可能な運営条件 .....	S-39
3.6 CTP 運営から学んだ教訓 .....	S-43
<b>第4章 子どもの生活環境改善に関するマスタープラン （カオラック州とタンパクンダ州）</b> .....	S-45
4.1 マスタープランの目的とアプローチ .....	S-45
4.1.1 マスタープラン策定に向けたアプローチ .....	S-45
4.1.2 マスタープラン策定の基本戦略 .....	S-46
4.1.3 マスタープランの目標設定 .....	S-47
4.2 マスタープランの概念と枠組み .....	S-48
4.2.1 マスタープランの概念 .....	S-48
4.2.2 マスタープランの枠組み .....	S-49
4.3 優先プログラムと活動計画 .....	S-51
4.4 組織体制 .....	S-54
4.5 社会経済インパクト .....	S-56
<b>第5章 結論と提言</b> .....	S-57
5.1 結論 .....	S-57
5.2 提言 .....	S-58

添付資料： 優先プログラム・プロフィール

## 図・表・BOX リスト

表 S.1	就学前教育の問題と制約 .....	S-11
表 S.2	健康・栄養の問題と制約 .....	S-14
表 S.3	子どもの権利の保障に係る問題と制約.....	S-16
表 S.4	セネガルにおける就学前児童関連施設.....	S-18
表 S.5	パイロット・プロジェクトのサイト選定.....	S-24
表 S.6	CTP 収入体系 .....	S-27
表 S.7	研修プログラムの内容と時間配分.....	S-28
表 S.8	マイクロプロジェクトの候補 .....	S-30
表 S.9	CTP 運営 1 年次財務状況 .....	S-35
表 S.10	年次収支状況と収支率 .....	S-35
表 S.11	入学金及び月謝の徴収率 .....	S-36
表 S.12	2 年次入所登録児童数 .....	S-36
表 S.13	入学金と月謝 .....	S-37
表 S.14	CTP 運営 1 年次財務状況 .....	S-38
表 S.15	歳出入合計の収支比率 .....	S-38
表 S.16	入学金及び月謝の徴収率 .....	S-39
表 S.17	CTP への支援 .....	S-41
表 S.18	CTP 運営から学んだ教訓 .....	S-43
表 S.19	カオラック州とタンバクンダ州における子どもの生活環境改善に 関するマスタープランの枠組み .....	S-50
表 S.20	段階的開発計画 .....	S-52
図 S.1	本調査の流れ .....	S-2
図 S.2	調査の組織体制 .....	S-3
図 S.3	グローバル・イニシアチブ、セネガル・イニシアチブ及び本調査.....	S-7
図 S.4	セネガル政府イニシアチブと JICA 調査 .....	S-19
図 S.5	CTP の概念図 .....	S-22
図 S.6	パイロット・プロジェクト実施フロー.....	S-23
図 S.7	CTP の運営組織体制 .....	S-26
図 S.8	CTP の設計図 .....	S-29
図 S.9	マスタープラン策定へのアプローチ.....	S-46
図 S.10	マスタープランの概念図 .....	S-49
図 S.11	国家 CTP 庁主導による活動計画 .....	S-54
図 S.12	マスタープランの実施体制案 .....	S-55
図 S.13	改善計画案の実施による社会経済インパクト.....	S-56

BOX 1	CTP サイトの選定 .....	S-24
BOX 2	子どもの未来は水と同じくらい大切.....	S-25
BOX 3	集団生活で心は一つ .....	S-28
BOX 4	開かれた CTP を目指して.....	S-30
BOX 5	お金儲けは楽じゃない！マイクロ・プロジェクトの実情 .....	S-31
BOX 6	私たちの村が映画館になる日 .....	S-32
BOX 7	母親グループによる CTP 運営費捻出のための活動 .....	S-33
BOX 8	病院は病人しか行かないところ .....	S-39
BOX 9	CTP ツアー開催で予算を獲得.....	S-41
BOX 10	CTP 卒業生は村の才媛.....	S-42
BOX 11	子どもの変化は家族の変化 .....	S-44
BOX 12	おばちゃんパワーは侮れない .....	S-44

## 略語

### (1) 国内機関

MFEC	家族・子ども省（現NACTP）
MFSDNS	家族・社会開発・国家連帯省
MOE	教育省
MOH	保健省
MOJ	法務省
MOL	労働省
MPPHS	予防・公衆衛生省
NACTP	国家 CTP 庁

### (2) 国際機関・海外機関

JICA	国際協力機構（前・国際協力事業団）
UNESCO	ユネスコ
UNICEF	ユニセフ
USAID	米国国際開発庁
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機構

### (3) その他

CTP	子どもセンター（Case des Tout-Petits）
ECD	就学前児童開発（Early Childhood Development）
ECE	就学前教育（Early Childhood Education）
NPIECD	国家総合 ECD 政策
NGO	非営利団体

### (4) 通貨

FCFA	セネガル通貨
US\$	米国ドル



## 用語集

用語	概要
<b>CTP 用語</b>	
CTP (Case Des Tout-Petits の略称)	子どもの教育、健康、栄養、生活環境といった包括的な視点から子どもの生活環境改善を目指した ECD 施設。
教員 Instructor	CTP の教員、かつ母親学級の担当者。CTP の近隣コミュニティ出身者で、中等教育以上の学歴を有する者。
保育士 Assistant Mother	CTP の補助教員、かつ母親学級の担当者。CTP の近隣コミュニティ出身者で、初等教育（修了）以上の学歴を有する者。
運営委員会 Management Committee	6 人の委員によって構成され、無給奉仕である。CTP の授業料徴収、会計、運営管理活動に関する責務がある。
監理委員会 Supervisory Committee	CTP 運営に関する支援委員会。一般的に委員は村長、初等学校教員、看護婦、女性グループ・リーダー等で構成され、無給奉仕である。運営委員会で解決できない問題を取り扱う。
住民総会 General Assembly	CTP に関する総会。活動報告と次年度計画が協議される。監理委員会及び運営委員会の委員が、総会で選任される。
シネバス Cine-bus	JICA セネガル・オフィスによって調達された映写機搭載車両。月一度、JICA CTP を訪問していた。
<b>ECD 関連用語</b>	
就学前児童開発 Early Childhood Development (ECD)	0 歳から 6 歳までの子どもとその保護者のための施策およびアプローチ。具体的には、子どもの認知的、情緒的、社会的、身体的能力を伸ばすことを目的とした教育とケアをさす。
就学前教育 Early Childhood Education (ECE)	初等教育への準備的な段階にあたる幼児教育。セネガルの場合、教育省が主管している。
包括的アプローチ Holistic Apporach	子どもの権利の保障を図るため、家庭やコミュニティでの保健、栄養、教育、水と衛生などを包括的・総合的に配慮し、ECD を促進するアプローチ。
<b>保健関連用語</b>	
地域保健員 (ASC) Agents Sanitaire Communitaires	地域保健員は地域主体の保健小屋で予防医療や簡単な医療・保健活動を行うボランティア。
保健ポスト Poste de Sante	保健ポストは保健省管轄の一次医療施設で、多くの場合看護婦・助産婦が常駐しており、簡単な医療行為を行う。
保健小屋 Case de Sante	保健小屋は、地域保健員が管理・運営を行い、予防中心に保健活動を行う。
乳幼児死亡率 (IMR)	出生 1,000 人当たりの 1 歳未満児死亡数。
5 歳未満児死亡率 (U5MR)	出生 1,000 人当たりの 5 歳未満児死亡数。
妊産婦死亡率 (MMR)	出生 100,000 人当たりの妊娠・出産に関わる原因で死亡した女性の数。
<b>その他</b>	
タリベ / ダーラ Talibés / Daara	タリベは、ダーラ（コーラン習得を主な目的とする施設）で学ぶ子ども。ダーラに住み込むタリベもいれば、通学するタリベもいる。必ずしもストリート・チルドレンではない。

## 第1章 はじめに

### 1.1 調査の背景

セネガル国政府は、子どもの生活環境の改善を促すために日本国政府に対して「子どもの生活環境改善計画調査」の実施を要請した。日本国政府は、セネガル国政府の要請に応じて本調査の実施を決定するとともに、日本国政府の技術協力の公的实施機関である国際協力事業団（JICA：現・国際協力機構）に本調査の実施を委任した。国際協力事業団は2001年7月28日から8月12日にかけて事前調査団をセネガルに派遣し、同調査団は本調査の調査方針・計画についてセネガル国政府と協議するとともに、対象地域の現地調査を行った。この事前調査を踏まえ、2001年8月9日、セネガル側の家族子ども省及び経済財務省と日本側の国際協力事業団は、本調査の調査方針・計画に係る議事録に合意した。この合意を受け、国際協力事業団は株式会社コーエイ総合研究所に本調査を委託した。

### 1.2 調査の目的

本調査の対象地域は、セネガル国のカオラック州とタンバクンダ州である。同2州の都市部および農村部に各1つ、総計4つのCTP（Case Des Tout-Petits：幼稚園、保育所、託児所などの幼児教育の機能を持った施設）を建設・運営するパイロット・プロジェクトを実施した。

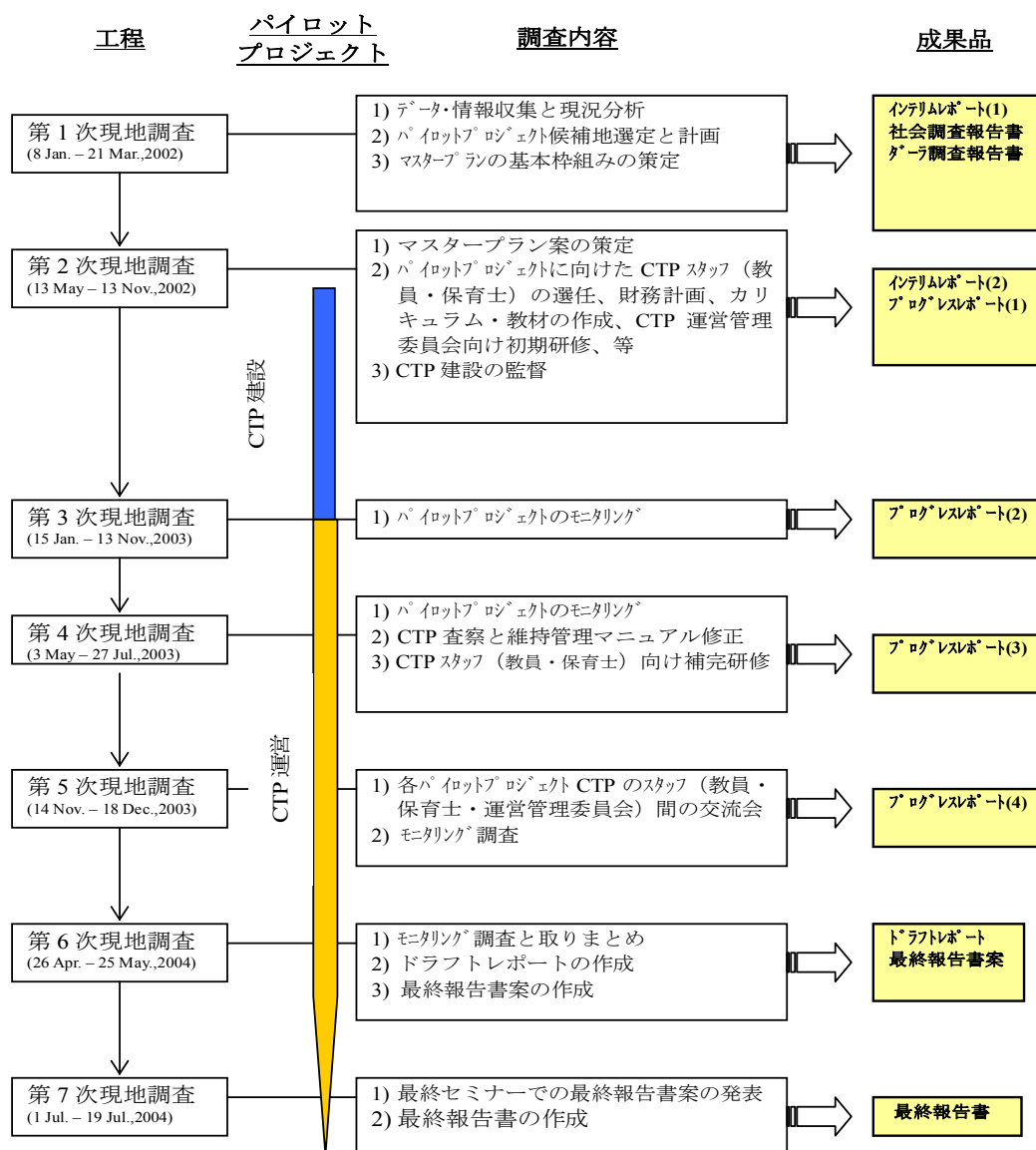
本調査の主な目的は、以下の2点である。

- ー カオラック州とタンバクンダ州における子どもの生活環境を改善するためのマスタープランを作成するとともに、セネガル側カウンターパートに対して就学前児童開発（Early Childhood Development：ECD）に係る計画・立案に関する技術移転を行うこと。
- ー パイロット・プロジェクトを通じてマスタープラン暫定案の実証調査を行うとともに、セネガル側カウンターパートに対してCTP建設・運営に関する技術移転を行うこと。

### 1.3 調査の進捗と成果品

日本での予備調査をふまえ、本調査は2002年1月から現地調査を開始した。調査開始にあたり、セネガル側の関連省庁やカオラック州とタンバクンダ州の地方政府ならびに開発パートナー（国際機関やNGO等）とともにインセプション・レポートの協議を2002年1月から2月にかけて行い、その後7度の現地調査を行った。本調査の工程、作業内容、成果品は、下図に取りまとめられている。

図 S.1 本調査の流れ



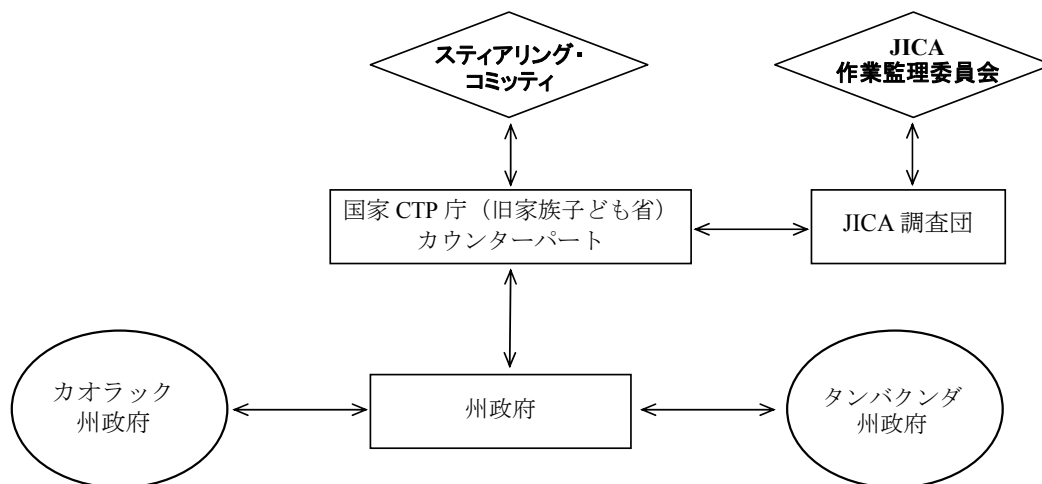
上図の成果品に加えて、本調査ではコミュニティ参加マニュアル、CTP 情報提供・普及マニュアル、CTP 運営委員会マニュアル、CTP 維持管理マニュアル、CTP 運営委員会則、CTP 教員向け小規模事業運営ガイド、CTP 教員向け研修ガイド（子どもの権利、教育、衛生、栄養、身障者向け教育）を作成した。

本調査の円滑な実施のために、セネガル側は運営委員会（スティアリング・コミッティ）を組織した。同委員会は、家族子ども省・官房長官が議長を務め、セネガル側の関連省庁や地方政府の高官が委員となった。

JICA 調査団は、家族子ども省（現国家 CTP 庁）カウンターパートとの密接な協力の下で本調査を行った。本調査の結果は、セミナー／ワークショップの場でスティアリング・コミッティにその都度提示され、適切なコメントを得た。

本調査の組織体制は、下図に取りまとめられている。

図 S.2 調査の実施組織体制



#### 1.4 報告書の構成

本報告書は、主報告書の要約版であり、次の 5 章から構成されている。第 1 章「はじめに」、第 2 章「就学前児童開発 (ECD) の現状、問題と制約」、第 3 章「CTP とパイロット・プロジェクトの実施」、第 4 章「子どもの生活環境改善に関するマスタープラン」、第 5 章「結論と提言」である。

## 第2章 セネガル国における就学前児童開発（ECD）の概要

本章では、先ず就学前児童開発（ECD）に係るグローバル・イニシアチブ、セネガル政府のイニシアチブ及び開発パートナーのプログラムを概観する。次いで、ECD の現況について概説した後、グローバル・イニシアチブに基づいて作成されたセネガル政府のイニシアチブについて述べる。

### 2.1 就学前児童開発（ECD）イニシアチブ

#### 2.1.1 グローバル・イニシアチブ

1990年代以降、ユニセフ、ユネスコ、世界銀行といった多くの開発パートナーは、就学前児童に関する ECD 関連プログラムを増加させてきた。このような動きを背景にして、「国連子どもの権利条約（1989年）」、「万人のための教育・世界会議（1990年）」、「世界教育フォーラム（2000年）」、「国連ミレニアム開発目標（2000年）」等において就学前児童に関する重要性が下記のとおり指摘されてきた。

##### (1) 国連子どもの権利条約（1989年）

1989年に策定された国連子どもの権利条約（全54条）のうち第6条（生命に関する権利）、第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）、第18条（父母の養育責任と国の援助）、第24条（健康を享受すること等についての権利）、第28条（教育についての権利）、第29条（教育の目的）、第30条（少数民族に属し又は原住民である子どもの文化、宗教及び言語についての権利）、第31条（休息・余暇及び文化的生活に関する権利）等が就学前児童に関連している条項である。

##### (2) 万人のための教育・世界会議（1990年）

1990年3月、世界の教育関係者がタイ国に集まり、「万人のための教育」に関する世界宣言を公表した。就学前教育は教育の一領域であり、国家的戦略の配慮が必要であることを確認した。特に、第5条「基礎教育の意味と範囲の拡大」では「・・・基礎教育の範囲は以下の項目を含むように拡大したり、継続的に再定義したりすることが必要である。“学習は誕生の時点から始まる。これは幼児期のケアと早期教育の必要性を意味する。”と言及した点が特筆される。セネガル政府は、同宣言の初期署名国の一国である。

##### (3) 世界教育フォーラム（2000年、ダカール開催）

上記「万人のための教育・世界会議」のフォローアップとして、世界の教育関係者が再度ダカールに集まり、ダカール活動計画に同意した。その6つの目標のうち、第一番目の目標では、「特に社会的弱者の立場にある子どもに対する包括的な就学前児童のケアと教育を



拡充し改善すること」を掲げた。各国政府は ECD に関するアクセスの拡充、質の向上、公正の確保を強調した。

#### (4) 国連ミレニアム開発目標 (2000 年)

国連ミレニアム宣言ならびに国連ミレニアム開発目標 (MDGs) は、2000 年の国連ミレニアム・サミットの場において採択された。2015 年までに達成すべき 8 つの目標のうち下記の 3 つの目標は ECD に関連するものであった。「目標 2」では、2015 年までにすべての子どもが男女の区別なく、初等教育の全過程を修了することを目標に設定している。「目標 4」では、2015 年までに 5 歳未満児死亡率を 1990 年値の 3 分の 2 減少することが掲げられている。「目標 5」では、2015 年までに妊産婦死亡率を 1990 年値の 4 分の 3 減少することを設定している。

### 2.1.2 セネガルでのイニシアチブ

#### (1) 政府イニシアチブ

2000 年にセネガル大統領に就任したワッド大統領は、海外視察の経験を踏まえて ECD を国政の優先事項とすると同時に、大統領自身が CTP モデルの設計に直接関与し、日本政府に JICA の技術援助を要請してきた。

国家 CTP 庁の前身である家族子ども省は、2001 年に発足した。その後の中央省庁再編成を通じて、国家 CTP 庁は 2004 年に大統領府直轄の組織として独立し、ECD に関連する計画・実施の自主性をもつ組織となった。現在、国家 CTP 庁は、国家総合 ECD 政策 (第 4 次案) を作成している。その政策の主な方向性は、以下のとおりである。

- 1) ECD 関連のすべての活動を統合するために組織制度的な枠組みを確立すること。
- 2) 就学前児童に関する制度へのアクセスを改善すること。
- 3) 就学前児童の両親や家族の能力を強化するための国家システムを促進すること。
- 4) 就学前児童の保護システムを確立すること。
- 5) ECD 関連のコミュニケーション・プログラム、ネットワーク、パートナーシップを開発すること。
- 6) 就学前児童に関連する活動の資金調達の仕組みを構築すること。
- 7) ECD 関連サービスの質的な向上を図ること。

#### (2) セネガルにおける開発パートナーの ECD プログラム

##### 1) ユニセフ (UNICEF)

ユニセフは、就学前児童の支援として、国家総合 ECD 政策の策定に向けた支援、CTP 教員や保育士に対する研修、両親への教育などを行っている。

2) ユネスコ (UNESCO)

ユネスコは、ティエス州にある CTP 3 校の建設を支援した。また、国家総合 ECD 政策の策定も支援している。

3) 世界銀行 (World Bank)

世界銀行は、視学官や州教育行政官の研修を通じて ECD を支援している。

4) 世界食糧計画 (WFP)

世界食糧計画は、JICA の 4 つの CTP を含めた 5 州にある CTP に対しておやつ用の食材 (小麦粉や砂糖等) を提供している。

5) 米国国際開発庁 (USAID)

米国国際開発庁は、子どもの生存に係る効果的・持続可能な活動計画・運営の改善を目的とした「子どもの生存への基礎支援 (BASIC)」プロジェクトを 6 州で実施している。

6) 台湾政府

台湾政府は、CTP の建設を JICA に先立って行うなどの支援をしている。

7) NGOs

Plan International や Christian Children Fund (CCF) といった NGO が、ECD 関連の事業を現地コミュニティと共同して行っている。

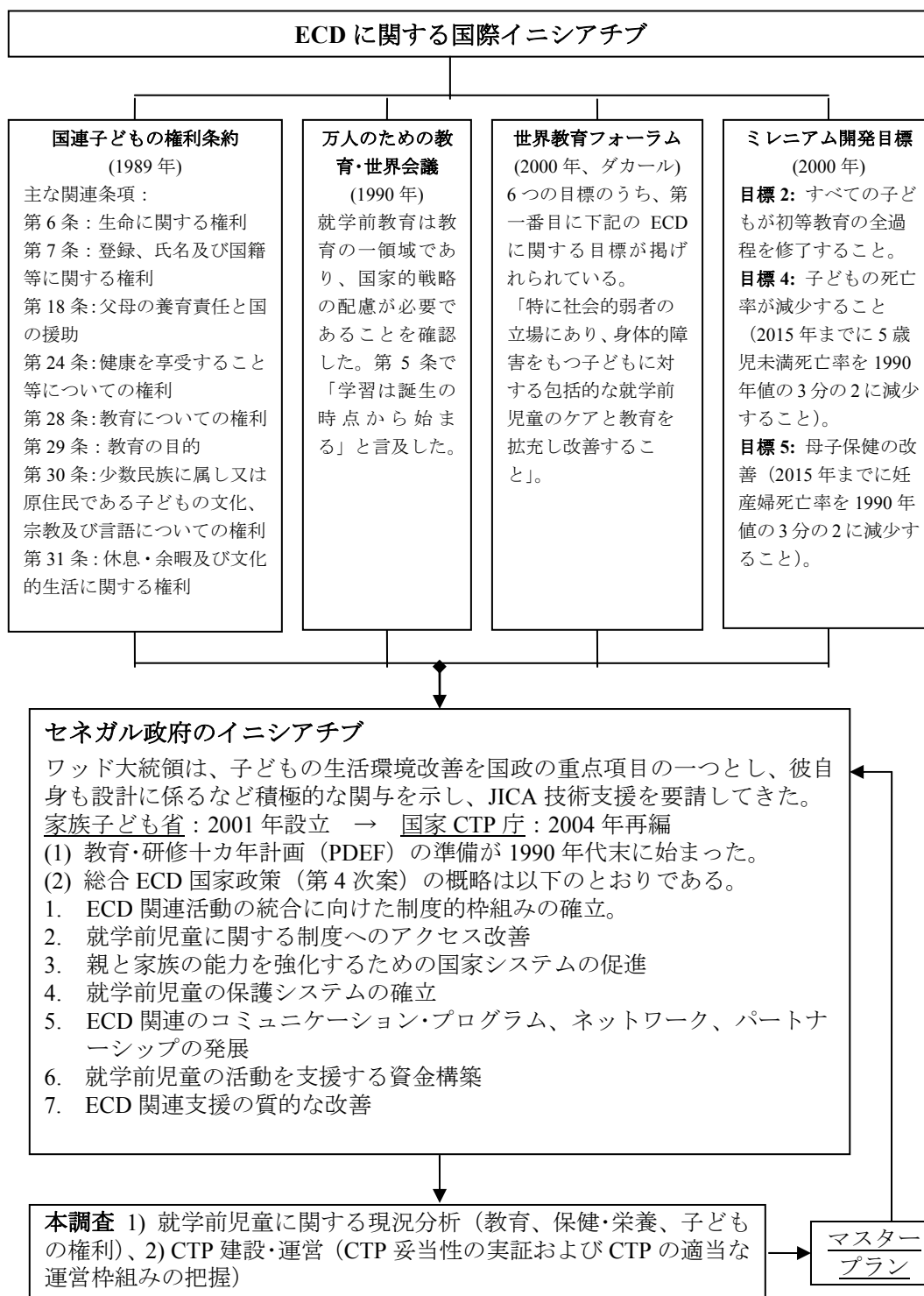
### 2.1.3 ECD の定義と本調査

ユニセフ、ユネスコ、OECD や世界銀行といった開発パートナーは、「ECD」を「就学前教育 (Early Childhood Education : ECE)」よりも、より広義で包括的な用語として定義している。

同様に、本調査では「ECD は、0 歳から 6 歳までの子どもとその保護者のための施策および包括的 (holistic) アプローチである」と定義する。このなかには、子どもの認知的、情緒的、社会的、身体的能力を伸ばすことを目的とした教育とケアが含まれており、このような多様な子どものニーズを満たすためには、子どもの権利のみならず、家庭とコミュニティでの保健、栄養、教育、水と衛生などへの配慮が求められている。

本調査は就学前児童の上記のすべての側面に焦点をあて、現況分析及びパイロット・プロジェクトの実施を通じて ECD のマスタープランを策定することを目的としており、ECD に関するセネガル政府のイニシアチブを支援している。グローバル・イニシアチブ、セネガル政府のイニシアチブ及び本調査の関係は、次図のとおりである。

図 S.3 グローバル・イニシアチブ、セネガル政府のイニシアチブ及び本調査



## 2.2 カオラック州とタンバクンダ州の就学前教育、保健、栄養、子どもの権利の現況

セネガルにおける0歳から6歳の子ども的人口は約200万人(2000年)で、総人口の26%にあたる。そのうち3歳から6歳の就学前児童の人口は約85万人である。就学前教育の就学率は、1990年代半ば以降、着実に上昇し始めてはいるが、2004年現在において国全体で3.9%、カオラック州1.9%、タンバクンダ州2.1%に過ぎない。

セネガルでは、一般的に7歳児から初等教育を受け始める。初等教育への就学率は、過去10年間に急速に上昇し、セネガル国全体の就学率は1990/1991年度の58%から1999/2000年度の68%に向上した。しかしながら、その就学率には地域間格差があり、首都ダカールでは1999/2000年度に86%であったが、タンバクンダ州では76%、カオラック州では44%に過ぎなかった。

ECD関連の問題は、就学前教育へのアクセスだけではない。母と子の健康状態や栄養状態に関する問題もまた深刻である。このような諸問題に対して、熟練した保健婦や保健所の拡充はもちろん必要であるが、ECDがもつ包括的アプローチも有効に機能することが期待されている。

### 2.2.1 就学前教育(ECE)に関する問題

就学前教育に関する問題は、アクセス、質、マネジメントの観点から捉えられる。一方、制約については組織制度、政府資源、社会的側面から捉えられる。

#### (1) アクセスに関連する問題

セネガル政府がECDを促進しているにもかかわらず、就学前教育の就学率は依然として低く、2004年時点で3.9%である。このような低い就学率は、就学前教育がまだ都市富裕層にしか届いていないことを示している。全国で394校の就学前教育施設があるが、そのうちの半分は首都ダカールに集中している。また、都市と農村の間でも学校整備の不均衡が生じている。

カオラック州では、就学前教育施設の整備が不十分である。17校の幼稚園と保育所が存在するが、そのうち4校が公立校で、13校が私立校である。一方、2004年3月時点で建設中のものを含めて18校のCTPが存在している。

タンバクンダ州では、2001年時点で12校の幼稚園と保育所が存在するが、農村部に存在するのはそのうちの2校のみである。カオラック州と同様、2004-2007年度州教育開発計画でCTP建設を重視しており、2004年3月時点でのCTP数は20校である。

## (2) 質に関連する問題

### 1) 標準プログラム（学習指導要領）の欠如

就学前教育用のカリキュラム、教材、遊具は未開発である。年間指導計画の作成は、教員の裁量に任されている。輸入教材を使用している学校もわずかにある。しかしながら、これらの教材は子どものニーズを満たしておらず、初等教育の準備としても不十分である。農村部の ECD 施設では、学習教材に関してさらに受け身である。開発パートナーの一貫性のない方針の下、ノート、学習教材、パソコンを供与されている施設もある。

### 2) 不適當な児童数と教員の質

CTP の中には 1 校で 126 人の児童を抱えている CTP がある。現在の教員と児童の平均比率は 1 対 60 である。この現象は CTP に対する社会的要求を示すものであるが、その反面で CTP の質を低めることになっている。同様に、教員数の足りない CTP では、コミュニティのニーズに応えるために研修を受けていない教員が勤めている場合もある。カオラック州とタンバクンダ州でも教員数は限られており、カオラック州で 61 人、タンバクンダ州で 40 人である。カオラック州教育開発計画では、視学官の配置が提案されている。一方、タンバクンダ州教育開発計画では、ECD の質の改善のために教員の内部研修が計画されている。

## (3) 運営

### 1) 不十分な意識化と社会的な動機づけ

CTP 運営にはコミュニティの住民参加が重要であるが、国家 CTP 庁地方行政官の欠如が CTP への住民参加の促進を阻んでいる。

### 2) 脆弱な査察とモニタリング体制

就学前教育の視学官は絶対数が不足しており、事務用品、交通手段などもほとんど提供されていない。このような状況では、監督、モニタリング、継続的な教員の研修は難しい。カオラック州とタンバクンダ州では、州教育行政官が ECD を担当しているが、コンピューターや車輛といった業務用品は整っていない。

### 3) 就学前児童に関するデータベース（EMIS）の欠如

効果的な政策策定、実施、評価の基礎となる就学前児童に関する統計データ及び就学前教育に関する教育運営情報システム（EMIS）が存在しない。国家 CTP 庁は CTP データベースを準備し始めているが、さらなる改善が必要とされている。

## 2.2.2 就学前教育（ECE）に関する制約

### 1) 就学前教育に関する基本法の不在

包括的アプローチ、CTP、住民参加といった就学前教育に係る近年の動向に基づいた基本法が存在しない。



- 2) ECE の促進を統括する行政組織の欠如  
就学前教育（ECE）を促進するに当たり、セネガル国内における ECE 関連の活動を統括する省庁が存在しない。
- 3) 国家 CTP 庁の機能の不明確さ  
国家 CTP 庁は 2004 年に独立したばかりであるため、ECD に関する国家 CTP 庁の役割や機能が教育省や保健省といった関連省庁間で明確にされていない。
- 4) 国家 CTP 庁の地方職員の欠如  
国家 CTP 庁も教育省も政策を実施する専任の地方事務所は存在しない。地方における教育行政官の不足は、就学前教育に向けたコミュニティ参加や効果的な計画・モニタリングを進めるに当たっての制約要因の一つになっている。具体的には、州教育行政官に対する国家 CTP 庁および教育省からの指揮・情報伝達の系統が不明確なため、ECD 支援も限定的になっている。
- 5) 国家 CTP 庁職員の不十分な計画能力  
これまで教育省就学前教育局との連携が希薄であったため、国家 CTP 庁の職員は十分な研修機会や教材作成のノウハウ等を得ることができず、ECD ならびに CTP 運営に関する知識が不十分である。
- 6) 不十分な予算配分  
州政府は、就学前児童施設に対する高い社会的要求には応えていない。中央政府もまた就学前教育に関連する地方のニーズを満たしていない。2004 年の省庁再編によって誕生した国家 CTP 庁への予算配分額は 2004 年 7 月現在確認されていない。
- 7) 人的資源の欠如  
国家 CTP 庁次官からの聴取によると、国家 CTP 庁は 2004 年 7 月時点で 28 人の職員が任用される計画となっている。それらの職員も計画・運営技術を欠いている。
- 8) 就学前教育に関する意識の低さ  
就学前教育は、特に農村地域の親にとってはなじみが少ない。初等教育への準備期間といった効果は、未だ認識されていない。就学前教育を単に子どもの保育とみなす親も少なくない。民間施設の中には真剣さや専門性に欠けているところもあり、この傾向を助長させている。
- 9) カオラック州におけるダーラ（イスラム教に基づく学校）  
長い歴史をもつダーラは、巨大なネットワークを築き、親にとってより親しみのある存在となっている。そのためダーラが数多く存在する州では、多くの親が子どもを就学前教育よりもダーラに送っている。ダーラでは、コーランを基礎とした宗教的なプログラムが行われている。しかし、親の期待に反して、ダーラ的生活・学

習環境はあまりよくない。授業は屋外で行われており、子どもは悪天候にさらされている。

#### 10) 初等教育よりも高い費用負担

就学前教育は、初等教育と比べて費用がかかる（例えば、必要とされる教員数や遊具・施設）。それにもかかわらず、公的支援はほとんどなく、親は高額な入学料や月謝を支払わなければならない。

就学前教育の問題と制約は、次表のとおりである。

表 S.1 就学前教育に係る問題と制約

課題	問題	制約
アクセス	就学前教育の低就学率（2003） （セネガル：3.9%） （カオラック州：1.9%） （タンバクンダ州：2.1%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ECEに係る意識の欠如</li> <li>• 初等教育と比較した高コスト</li> <li>• ダーラと住民との強力なネットワークによるダーラへの寄進</li> </ul>
	就学前教育の地域間格差	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農村地域における施設と教員の不足</li> </ul>
質	標準プログラムの欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育行政に係る人的資源の不足</li> <li>• 予算不足（中央／地方）</li> </ul>
	質の高い教員の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員向け研修／施設の欠如</li> </ul>
マネジメント	省庁間の調整不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国家CTP庁のECDイニシアチブ欠如</li> </ul>
	不十分な計画・モニタリング能力と地方事務所の能力不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国家CTP庁職員の不十分な能力</li> </ul>
	就学前教育のデータベースの欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人的資源の欠如</li> <li>• 予算不足（中央／地方）</li> </ul>

出所：JICA 調査団

### 2.2.3 保健と栄養に関する問題

#### (1) 母と子の健康状態に関連する問題

##### 1) 高い乳児死亡率と5歳未満児死亡率

2002年の乳児死亡率は、人口千人に対してカオラック州85人、タンバクンダ州83人で、全国平均の70人よりも高率であった。同様に、5歳未満児死亡率は全国平均が145であるところ、人口千人に対してカオラック州197人、タンバクンダ州181人であった。これら2州の5歳未満児死亡率は、サブ・サハラ・アフリカ平均の173人を上回る値である。

##### 2) 高い妊産婦死亡率

妊産婦死亡率が人口十万人に対して全国平均で560人であることから、妊娠と出産が母と子の健康に及ぼす問題は大きいといえるであろう。

## (2) 母と子の栄養状態に関連する問題

### 1) 栄養不良と微量栄養素の不足

5歳未満の幼児の栄養不良は全国にみられ、年齢別低体重児 19%、身長別低体重児 18%、年齢別低身長児 8%におよぶ。そのうち身長別低体重児については、カオラック州 25%、タンバクンダ州 24%と国内他州に比べかなり高率である。さらに、年齢別低身長児についてもカオラック州は国平均より高率の 14%に至っている。

ヨード、ビタミン A、鉄分の欠乏症は、全国的に認識されている。甲状腺腫等のヨード欠乏症は農村地域で広く見られ、ビタミン A 剤を補給する 6~59 ヶ月の乳幼児の比率は全国平均よりも低い。また、妊婦のいる家庭では貧血の割合が 14.1%増えたことが確認されている。

## (3) 運営に関連する問題

### 1) 国家 CTP 庁の制度的能力の不足

国家 CTP 庁は栄養・保健に関する技術担当部を設置し、モニタリングを実施してきた。しかし、人的資源不足から CTP への支援は十分とはいえなかった。

### 2) 省庁間の脆弱な調整

旧保健省は母子保健・栄養の改善に関し、重要な役割を担う。しかし、国家 CTP 庁と旧保健省の連携は中央、地方レベルで組織的な体制整備に至らず、個人レベルで行われているのみである。

## 2.2.4 保健と栄養に関する制約

### (1) 母と子の貧しい健康状態

#### 1) 低いワクチン接種率

カオラック州とタンバクンダ州はともに全国的な水準に比べ、最も低いワクチン接種率となっている（結核 BCG : 74% & 77%、経口生ポリオワクチン OPV : 31% & 28%、三種混合 DPT 3 : 33% & 39%、はしか : 30% & 34%）。また、低い妊産婦の破傷風ワクチン接種率も乳幼児死亡に影響を与えている。

#### 2) 病気の蔓延と不適切な処置

カオラック州とタンバクンダ州では 1 年を通して下痢症、マラリアが蔓延する一方、蚊帳の使用率は農村部でわずか 9%と低く、マラリアの蔓延に対する適切な予防と処置が行われていないことが大きな問題といえよう。

3) 安全な水と下水システムへの不十分なアクセス

カオラック州の安全な水へのアクセスは51%であるが、下水システムの普及はわずか20%である。このような衛生環境は下痢症の蔓延などの問題と密接に関係している。

4) 不十分なリプロダクティブ・ヘルス・サービス

カオラック州、タンバクンダ州の女性は妊産婦検診を受ける割合が全国レベルに比べ低い。また妊産婦へのビタミンA製剤の補充も同様である。

5) 家族計画の低い普及率と質の低いサービス

カオラック州とタンバクンダ州の避妊率は6%で、全国平均の9%より低い。また、サービスの質の面でも、設備不足、人材不足など多くの問題を抱える。

6) コミュニティ・レベルにおける限られた保健サービス

農村部では、保健ボランティアの数と能力に制約があり、また保健小屋も機能していないケースが見られる。限られた医療サービスが、農村部での高い乳児死亡率、5歳児未満死亡率に寄与している。

**(2) 母と子の貧しい栄養状態**

1) 貧しい経済・社会状況

2州の栄養不良の蔓延は、世帯の経済状況と密接に関わっている。

2) 不適切な授乳方法

母乳による子育ては広く浸透しているが、授乳期間や離乳食などの知識が不十分なため、不適切な育児を行っている母親も少なくない。

**(3) 不十分な管理能力**

1) 保健・栄養に関する不明確な責任範囲

国家CTP省に保健・栄養に関する技術担当部が設置されたが、国家CTP庁及び技術担当部の責任範囲は明文化されておらず、体制が整っていない。

2) 人的資源不足と中央及び地方における連携の制約

CTPにおける保健・栄養強化をはかる中で、国家CTP庁の限界はその人的資源不足にある。技術担当部が中央レベルにのみ設置されている現状では、地方レベルで実際にCTPへの支援を行うことは難しい。

**(4) 国家CTP庁と旧保健省との弱い連携**

保健セクターはセネガルの中でも最も政府と開発パートナー間の調整が進んだセクターである。しかし、人材、施設、予算不足などから国家CTP庁と旧保健省の連携は中央、地方レベルで円滑に行われていない。

## (5) 社会的制約

### 1) 女性の非識字率

カオラック州、タンバクンダ州における女性の識字率はそれぞれ 14%、22%と全国平均の 29%に比べ低い。これは女性への情報提供・普及活動や保健教育を行う上で大きな障害である。

### 2) 社会・文化的慣習

家族計画、母子保健などに関する保健教育を行う上で、女性性器切除（FGM）をはじめとする伝統的、社会文化的慣習は制約となっている。

表 S.2 子どもの健康・栄養に係る問題と制約

課題	問題	制約
母と子の健康状態	高い乳児死亡率と 5 歳児以下死亡率	低い予防接種率 病気の流行と不十分な治療 水不足と不十分な衛生システム
	高い妊産婦死亡率	リプロダクティブ・ヘルス・サービスの不足 若年妊娠 家族計画サービスへのアクセス難 低質な家族計画サービス
母と子の栄養状態	栄養不良と微量栄養素の不足	貧しい社会経済状況 不適切な授乳期間 病気の流行と子供に係る悪環境
国家 CTP 庁の管理能力	家族子ども省（国家 CTP 庁）の能力不足	法制度の不備 人的資源と中央・地方レベルの調整関係の欠如
省庁間の調整欠如	保健省と予防公衆衛生省の調整欠如	保健関連施設の不足 保健省の人的資源の欠如 予算不足

出所：JICA 調査団

## 2.2.5 子どもの権利に関する問題

子どもの権利に関する問題と制約は、以下のとおりである。

### (1) 子どもに関する主な問題

#### 1) 出生登録

出生登録は、子どもの権利の保障に直接的に影響を及ぼす。未登録の場合、就学したり、健康などに関する公的支援を受けたりすることができない。セネガルでは、6 歳未満の子どもの 40%が未登録である。都市部（25%）よりも農村部（53%）の方が、未登録率が高い。また、パイロット対象州ではカオラック州が 56%、タンバクンダ州が 54%で、全国平均よりも高い未登録率となっている。

#### 2) 家族との別居

セネガルの貧困家庭の子どもは、しばしば家族と離れて生活している。そのうちの約 4%の子どもが 5 歳未満で、8%が 5 歳から 9 歳の子どもである。

### 3) 言語の問題

就学前教育の教育言語は当該地域で主に話されている言語が望ましいが、少数民族言語はほとんど使用されていない。

### 4) ジェンダー格差や慣習

ジェンダー格差は、日常生活のあらゆる場面に存在している。この状況は農村部で顕著にみられ、女性性器切除（FGM）や早婚といった伝統的慣習が女性の基本的な権利を侵し続けている。タンバクンダ州では、少女の結婚平均年齢が 15.8 歳で法定最低年齢(16 歳)を下回っている。また 15 歳から 18 歳の母親は、カオラック州の全母親のうち 20%、タンバクンダ州で 25%を占めている。

### 5) 児童の労働

セネガルでは、5 歳から 14 歳の 3 分の 1 以上の児童が労働に従事している。地域別にみると、農村部では 43%、都市部では 27%の児童が働いている。特に、カオラック州ではピーナッツ産業や家事に従事する同年齢の児童労働の割合が高くなっている。

### 6) 商業的な性的搾取

十分に信頼できるデータは存在しないが、少なくともセネガル全体の 20%の売春婦が未成年の少女（21 歳未満）と推測されている（セネガル刑法第 319 条にて売買春は禁じられている）。

## 2.2.6 母親に関する主な問題

不十分な子どもの世話は、以下の母親・女性に関連する問題から起こっている。

	主な問題
家族／女性	家事労働に係る長時間労働および重労働 非効率および不健康な住環境（台所等） 家計および家族問題に係る限られた意思決定権 早婚および早期妊娠による不十分な教育
経済活動	重労働な農作業 現金収入機会の欠如 貯金やクレジットへの不十分なアクセス権 農産物および家内工業生産物の限られた市場
コミュニティ	村内資源への限られたアクセス権 コミュニティ内部の限られた意思決定権 女性のニーズと価値に対するコミュニティの意識化の欠如

## 2.2.7 子どもの権利に関する主な制約

### 1) 関連条約との不整合性

子どもの権利に関連する条約と調和していない国家法律が存在する（例：子どもの権利条約を批准したもののセネガル国内の「子ども法」は草稿のままである）。

- 2) 不明確な責任分担  
省庁間において子どもの権利に関する明確な責任分担がない。
- 3) 制度的な保障制度の欠如  
子どもに関連する苦情を取り扱う専任制度が存在しない。
- 4) 「危険にさらされている子ども」に関する特別プログラムの欠如  
ECDに関連するプログラムは、一般的な子どもを対象としたものがほとんどであり、「危険にさらされている子ども（家庭内暴力、児童労働、児童買春等）」にほとんど留意されていない。
- 5) 政府／開発パートナー活動における調整の欠如  
「危険にさらされている子ども」に関する責務については各省庁や開発パートナーで個別に対応されており、連携がとられていない。
- 6) モニタリング・評価システムの欠如  
「危険にさらされている子ども」を対象としたプログラムや活動に対する効果的なモニタリング・評価システムが存在しない。

表 S.3 子どもの権利の保障に係る問題と制約

課題	問題	制約
子ども  (上記課題は、アクセス、質、運営の低位課題を含む)	低い出生登録率 (セネガル 60.9%、カオラック州 44.4%、タンバクンダ州 46.2%) 弱い家族紐帯 差別 子どもの搾取 不法行為をした子どもの扱い	a) 法律 - 関連条約との矛盾 - 不明確な責任の所在 b) 組織制度とマネジメント - 制度的な保護構造の欠如 - 「危険にさらされている子ども」への特定プログラムの欠如 - 政府/開発パートナー間の調整欠如 - モニタリング・評価システムの欠如 - 予防およびリハビリ体制の不備
母親および父親	厳しい生活環境  家族・社会におけるジェンダー不平等	c) 資源 - データと調査の欠如 - 質の高いスタッフの欠如 - インフラの欠如 - 厳しい公的財政状況 d) 社会的側面 - 意識の欠如 - 社会的偏見 - 親族からの制約（家族、親類の無理解） - 経済活動からの制約（現金獲得機会の不足） - コミュニティの制約（コミュニティ関係者の無理解）

出所：JICA 調査団

### 2.3 CTP と ECD 施設

セネガルでは 2004 年 7 月現在、全国で 173 の CTP が運営されている。さらに、建設の完了を待たずして運営を開始している CTP も存在する。この現象は、就学前児童関連施設に対する強い社会的要求の現われである。

カオラック州とタンバクンダ州の現況を概説したとおり、表 S.4 では就学前児童関連施設である幼稚園、保育所、CTP の特徴を比較している。就学前児童関連施設のなかには、包括的アプローチをとっているものもあるが、運営やアクセス、持続性の観点から、CTP が就学前児童関連施設として最も適切であると考えられる。ECD の最も重要な機能の一つは、就学前児童のケアと教育を改善することであり、特に農村部の CTP ではアクセスを向上することである。同様に、「国家統合 ECD 政策 (NPIECD)」の序文で示すとおり、ECD 関連のすべての施設を政府だけで設置・運営することはできない。したがって、住民参加型アプローチを可能な限り適用することが重要であり、コミュニティによって運営されている CTP は持続性が高いと考えられる。

教育省就学前教育局では就学前教育のアクセスと質を改善するために 1)コミュニティ・ハット(Case Communautaire – 住民による簡易な託児機能を持った施設)の建設、2) 小学校の一部を利用した就学前教育、3)母親への教育、4)CTP 建設という代替案を比較した結果、CTP が最も適切であるという考え方を支持する方向を示している。



表 S.4 セネガルにおける就学前児童関連施設

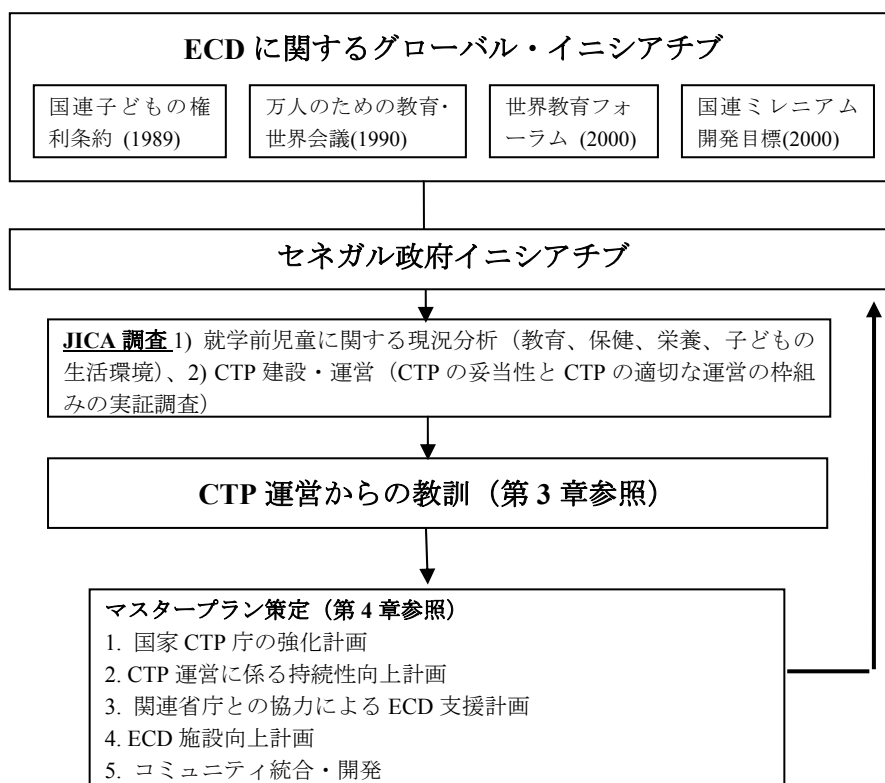
施設	使命	設計	建設	運営	収入体系	受益者	特記事項
CTP (JICA パイロット・プロジェクト建設分含む)	教育、保健、栄養を包括したアプローチによるECDへの貢献	安全、衛生を考慮し、母親部屋を教室と別室にする	政府	コミュニティ (運営委員会)	受益者負担 (入学期と月謝 1000~2500FCFA)	農村部の ・0~6 歳児 ・母親 ・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ参加が不可欠。</li> <li>・ 特に農村部でのECD施設へのアクセス向上に貢献。</li> </ul>
幼稚園 (Kindergarten)	初等教育への準備	設備が良い (教室と遊技場を併設)	民間	民間	受益者負担 (入学期と月謝 20,000FCFA 以上)	都市部の ・3~6 歳児 ・母親	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市部に設置され、ECD施設へのアクセスは限定的。</li> </ul>
保育所 (Nursery School)	子どものケア	比較的设备が良い	政府/民間	政府/民間	受益者負担 (警備・清掃等の費用)	3~6 歳児	—
託児所 (Day Nursery)	子どものケア	多様	コミュニティ	コミュニティ	受益者負担	0~6 歳児	—
コミュニティ・ハット (Community Hut)	CTPと同様だが、質は低い。	未設備 (簡易に建設可能な草葺屋根小屋が多い)	コミュニティ	コミュニティ (運営委員会)	受益者負担 (500-1000FCFA)	農村部 2~6 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的な建設構造。</li> <li>・ NGOや開発パートナーによる支援あり。</li> </ul>
ダアラ (Daara)	コーラン教育	多様 (初等学校のよう設備の乏しいところもある) あるいは、青空教室もある)	民間	民間	無料	3 歳児以上	—

## 2.4 ECD に関する JICA マスタープラン策定に向けて

ECD に関するグローバル・イニシアチブ、セネガル政府のイニシアチブ、JICA マスタープランの関係は、以下に要約されている。セネガル政府は、就学前児童のグローバル・イニシアチブに基づいて、ECD を促進する適切な施設として CTP を推進してきた。JICA 調査は、第一に、就学前教育、保健・栄養、子どもの権利の視点から現況分析を行った。次いで、ECD 施設としての CTP の適切性を実証することを目的にパイロット・プロジェクトを実施し、CTP 運営の適切な手段を考察した。そして、カオラック州とタンバクンダ州において4つの CTP を建設・運営し、実証調査を行った。このパイロット・プロジェクトの教訓は、第3章に記述されている。

本マスタープランは、現況分析とパイロット・プロジェクト実施を踏まえて、セネガル政府のイニシアチブを支援するために策定された。本マスタープランは、5つの ECD プログラムから構成されており、1)国家 CTP 庁の能力向上および機能強化計画、2)CTP 運営の持続性向上計画、3)関連省庁の協力を通じた ECD 支援計画、4)ECD 施設改善計画、5)コミュニティ統合開発計画である。それぞれのイニシアチブの相互作用は、図 S.4 のとおりである。

図 S.4 セネガル政府イニシアチブと JICA 調査



## 第3章 CTP とパイロット・プロジェクトの実施

### 3.1 背景とパイロット・プロジェクトの目的

アブドライ・ウッド氏が2000年にセネガル大統領に就任し、国策の優先課題の一つとしてECDを唱えた。CTPを全国に設置・普及するという方針は、ECDを重視するウッド大統領の発案によるものである。これに伴い、2001年、家族子ども省（現・国家CTP庁）が新たな省として誕生し、CTP建設・運営によってECDを促進することとなった。セネガル政府は、同政策を促進するために本調査を日本側に要請し、2001年12月から本調査が開始された。

本調査団が第1次現地調査に入るとほぼ同時期に、台湾及び諸開発パートナーによるCTP建設が始まった。しかし、これまで運営開始に至っていなかったり、開始されても運営が困難になっていたりするCTPが多くみられる。

本調査におけるパイロット・プロジェクトの実施目的は、以下の通りである。

- 1) ECDに対するセネガル政府の構想に沿って、CTPの妥当性を検討する。
- 2) CTPの持続的運営のための条件を分析、デザインする。
- 3) パイロット・プロジェクト実施によって得られた教訓と経験をマスター・プランに取り込む。

上記の目的に沿って、カオラック州とタンバクンダ州において計4つのCTPの建設・運営を行った。都市部及び農村部での異なる地理的条件による持続性の相違を検証するために各州2箇所のCTPを建設・運営した。

### 3.2 CTP の概念

実施したCTPの基本概念は、下記に要約され、図S.5に示されている。

#### (1) 包括的アプローチ

CTPにおける母と子への保健と栄養の向上もまた、教育に加えて重要な事項であり、これらすべてが子どもの権利保障の要素である。本調査では、ECD促進のために教育のみならず保健、栄養、子どもの権利等に焦点を当てた包括的なアプローチが取られた。具体的な内容としては、教員・保育士への必要な研修教材はカウンターパート、州及び他の関連省庁の協力により準備された。また、近隣にあるクリニックや保健ポストのスタッフが、CTPに通う子どもの母親たちを対象に母親教室を開き、母子保健についてのオリエンテーションを実施した。さらに、ワクチン摂取や保健関連のビデオを活用した住民に向けての

情報提供としてシネバスによる普及活動を実施した。JICA セネガル事務所によって調達されたシネバスは映写機を搭載し、各 CTP サイトを定期的に巡回してビデオ上映を行った。

## (2) 安全性、多目的利用、衛生を配慮したデザイン

CTP のデザインについては本調査団と国家 CTP 庁のカウンターパートが既存の設計を検討した後、理想的な CTP 施設を目指してデザインが決められた。諸開発パートナーにより建設された既存の CTP は六角形の建物一棟からなるが、本パイロット・プロジェクトによる CTP のデザインは二棟の建物からなっている。すなわち、一棟は教室と職員室のための六角形の建物であり、もう一棟は母親の多目的利用と衛生施設（トイレ）のための長方形の建物で構成されている。この多目的利用の建物は、JICA CTP モデルの特徴であり、母親教室やコミュニティ・センターとして活用されている。また、安全性確保のために、建物の入口や窓などの設計を工夫するだけでなく、衛生施設を教室から離して設置するなどのきめ細かな配慮がなされた。さらに障害を持つ児童の受け入れを念頭において、階段横にスロープも取り付けられている。

## (3) 積極的な住民参加

CTP 開設にあたり、現地住民が計画から建設、運営段階において積極的に参加した。特に、運営段階からはすべての責任が現地コミュニティに引き継がれた。

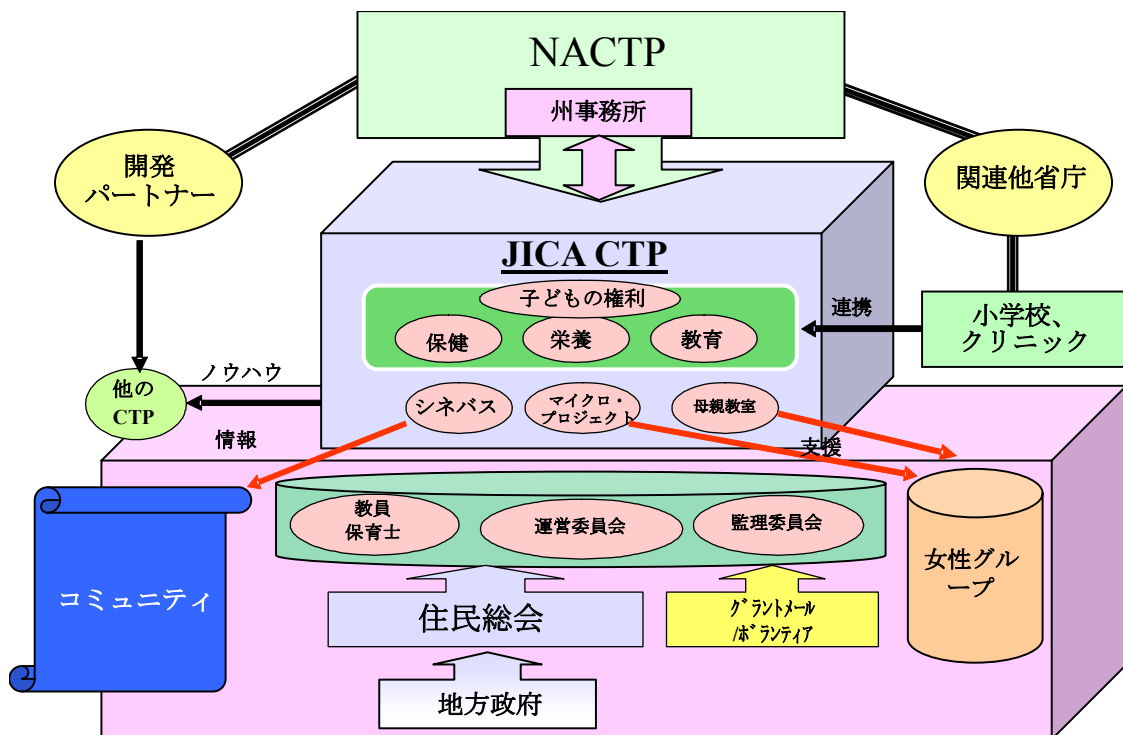
コミュニティのリーダーやキーパーソンたちの参加・協議の下、監理委員会と運営委員会が CTP の運営管理のために設立された。また、教員・保育士が近隣コミュニティから雇用された。本パイロット・プロジェクトによる研修実施後、教員・保育士は運営委員会の監理の下、CTP の運営を開始した。

コミュニティからグラン・メール（「おばあちゃん」）と呼ばれる子育ての経験を積んだ女性たち参加し、CTP で子どもたちに伝統文化を教えるとともに、教員や保育士を支援している。また、グラン・ペール（「おじいちゃん」）や地域住民のボランティアも、施設補修やおやつ作りなどに参加している。さらに、CTP 運営の資金を得るためのマイクロ・プロジェクトについても、住民の積極的な参加によって CTP を拠点にして実施された。

## (4) 開発パートナーおよび地方事務所の協力の下での独立性と持続性

基本的には、CTP 運営は子どもの親から集める入学金と月謝によって賄われる。財務的持続性を確保するために、マイクロ・プロジェクトによる現金収入やレスリング（女性レスリングも含む）やダンス・パーティ開催といったコミュニティ活動による現金収入もまた CTP 運営費として補完的に当てられる。さらに、地方行政やコミュニティからの助成金のみならず、ユニセフやユネスコといった開発パートナーからの資金的・物的支援の協力も CTP の独立と持続性に貢献している。

図 S.5 CTP の概念図



### 3.3 パイロット・プロジェクトのデザイン

#### 3.3.1 パイロット・プロジェクト実施フロー

パイロット・プロジェクトは、以下の手順で実施された（図 S.6 参照）。

##### (1) 研修

- ・研修教材の準備
- ・教員、保育士、運営委員への研修

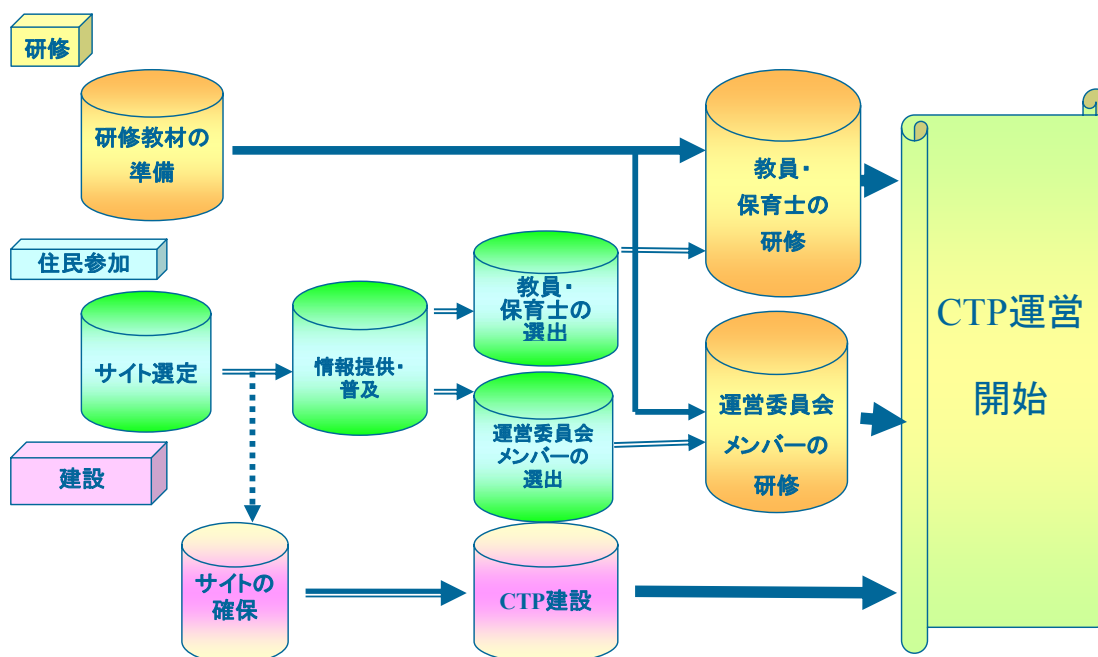
##### (2) 住民参加

- ・地域の有力者やコミュニティからの助言を参考にしたプロジェクト・サイトの選定
- ・地域住民の参加によるワークショップおよびキャンペーン開催
- ・近隣コミュニティからの教員、保育士、運営委員会メンバーの選出

##### (3) CTP 建設

- ・地元コントラクター（建設請負業者）による CTP 建設
- ・現地住民の補助作業への参加

図 S.6 パイロット・プロジェクト実施フロー



### 3.3.2 サイト候補の選定

パイロット・プロジェクトのサイト候補は、以下の過程を通じて現地住民の同意の下に決定された。

#### (1) CTPのための土地確保

##### 1) 都市部

都市部におけるCTP候補サイトの選定にあたり、本調査団と国家CTP庁スタッフは州知事及び地方政府にパイロット・プロジェクトの説明を行い、基本的な合意を得た。その後、本調査団と国家CTP庁スタッフは都市部の土地監理局を訪れて手続きを行った。

##### 2) 農村部

地方行政当局との協議を実施する前に、本調査団は住民参加による円滑なCTP建設・運営実施をはかるために住民の水管理組織が機能しているいくつかの村を候補サイトとして選出した。

#### (2) 候補地の選定基準

国家CTP庁と本調査団は、円滑なCTP建設・運営を図るために以下の選定基準を設けた。

- 1) 水供給、保健施設、小学校などの基本的な社会基盤が整っていること。
- 2) 過去2年から3年の間に住民組織を通じた活発な住民参加が認められること。
- 3) 地理的にアクセスが可能なこと（年間を通じた幹線道路へのアクセス）。

- 4) 用地確保とサイトの地理的条件が整っていること（公用地、1000 m<sup>2</sup>の土地規模、住民移転などの社会問題を伴わない、等）。

### (3) CTP サイト候補地

上記の選定基準をもとに、以下の CTP サイト候補地が決定した。

表 S.5 パイロット・プロジェクトのサイト選定

CTP サイト	州	都市部/農村部	近隣の町からの距離
トゥーバ・カオラック	カオラック	都市部	カオラック市内
サーニャ	カオラック	農村部	カフリンから 18 km
カー・ナベタン	タンバクンダ	都市部	タンバクンダ市内
シンチャー・マレム	タンバクンダ	農村部	タンバクンダ市から 25 km

出所：JICA 調査団

#### BOX 1 CTP サイトの選定

CTP サイト選定に際して、調査団にとって強く印象に残ったことを以下に挙げる。

- ① トゥーバ・カオラック
  - ・ 既存の女性グループのリーダーと初めて面談した際、あまりの熱意に圧倒された。
  - ・ また、彼女を取り巻く女性達を見て、彼女達なら CTP 運営ができると確信した
  - ・ 幼稚園を運営する NGO とは開始当初より協調しており、NGO からの様々な実践的なアドバイスは役立った。
  - ・ 小学校の校長、診療所の看護師などの積極的な協力は心強い限りであった。
- ② サーニャ
  - ・ すでに給水施設の運営で十分な実績を有していたので、そこで培った組織力、人材が CTP 運営に大きく貢献すると確信した。
  - ・ 村長以下、村全体が日本に対して信頼していたので、比較的スムーズに事業参加を取り付けることができた。
  - ・ 小さな村なので教員、保育士の確保は容易ではなかった。
  - ・ 小学校の校長の積極的な協力は心強い限りであった。
- ③ カー・ナベタン
  - ・ 既存の女性グループのリーダーが、CTP の必要性について熱意を込めて語った。
  - ・ 女性グループの活動が非常に活発で、グループ同士の調整にかなり神経を使った。
  - ・ 身障者グループの協力は思いがけないものであったが、パイロットプロジェクトにおいて欠けていた視点を気づかせてくれた。
  - ・ 州知事は積極的に協力してくれて、特に研修実施では大きな力となった。
  - ・ 市内にある公立の幼稚園は積極的に協力してくれ、今でも教員、保育士のよき相談相手である。
  - ・ 地域の有識者である小学校の校長や看護師などの積極的な協力は心強い限りであった。
- ④ シンチャー・マレム
  - ・ 他サイトに比べて民族的に多様なため、アプローチの段階から、使用言語に気がつけた。
  - ・ かつて、開発パートナーの支援で託児所を始めて、持続できなかった経験を有しているので、初期の段階から、質疑応答は非常に現実的的確なものが多かった。
  - ・ 受け入れ児童については男女比に加えて、民族比についても配慮した。
  - ・ コミュニティのリーダーや有識者たちの積極的な協力は心強い限りであった。

### 3.3.3 参加型ワークショップと情報提供・普及活動

活発な住民参加が CTP の運営の成功の鍵になると考えられ、ワークショップや情報提供・普及活動を通じた地域住民との対話に力を入れた。

本調査では、以下を目的とした参加型ワークショップが各サイトで2回ずつ行われた。

- 1) CTP の役割の説明
- 2) CTP の入学金・月謝についての説明と住民の理解を確認
- 3) CTP 運営に関する協議結果の確認

この時点での目的は、CTP の役割、コスト・シェアリング等について明示し、プロジェクト・サイトについて協議するとともに、住民からの合意を得ることが目的であった。

ワークショップの様子は、他の CTP 運営開始前の研修の教材としても利用できるようビデオに録画した。

#### BOX 2 子どもの未来は水と同じくらい大切

パイロットプロジェクトでは開始前よりかなり厳しい条件を住民側に提示しなければならない状況にあった。CTP 運営は住民に委ねていることから、CTP 運営費を住民自ら徴収するシステムを定着させることには困難が予想された。そのような試行錯誤の中、給水の事例からヒントを見つけることができた。

現在、同国における給水施設は住民から選抜された水管理組織によって、水料金を徴収して、維持管理がなされているのである。水は生活に必要なだから、住民はお金を出す。すなわち、CTP についても水と同じような意識を住民が抱くようになれば、必ずお金は徴収され、施設も運営されると思った。

住民へのアプローチでは、カウンターパートと一緒に「子どもの未来は水と同じくらい重要だ！」と繰り返し訴えた。どの程度住民の意識に訴えることができたかは明らかでないが、結果的に CTP が運営され続けているのを見ると、住民の心に響くものがあったものと思われる。

### 3.3.4 実施組織

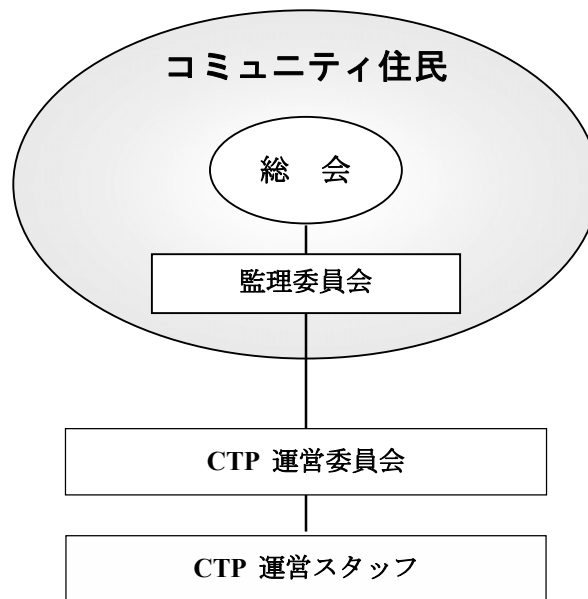
#### (1) 実施組織

CTP の持続的発展のためには、適当な組織化が必要である。特に、セネガル政府の財務状況を鑑みた場合、初期投資は別としても、CTP 運営費は基本的に現地住民によって賄うことになる。CTP と現地コミュニティ間の密接な関係は、持続可能な運営にとって重要な要素である。

したがって、JICA 調査団は CTP 運営に係るコミュニティ組織（運営委員会）の設立を図 S.7 のとおり提案し、委員会メンバーと参加者の選出においては、特にジェンダー、エスニシティ（民族）、年齢などに配慮した。



図 S.7 CTP の運営組織体制



## (2) 運営委員会を対象とした研修

住民参加による CTP 運営マニュアルを運営委員会のために用意した。このマニュアルは国家 CTP 庁が運営委員会メンバーに研修を行うときに使えるように作成されている。

教材は運営委員会のメンバーが CTP の管理・運営を行う上で使えるよう、また国家 CTP 庁が研修を行う際に利用できるように作成された。この他に運営委員会メンバーが CTP 運営のなかで参考にすることができるようにビデオも作成された。

CTP 運営委員会運営マニュアル及び地域事例研究等の地域住民のための教科書は、英語・フランス語のみならず現地部族語であるウォロフ語とプル語でも作成した。

### 3.3.5 入学金・月謝の構成

CTP の基本的な財務管理と運営の原則は、以下に要約される。

- 政府は最低限の施設整備を含む CTP の建設資金を提供する
- 基本的には運営資金は地域住民により捻出される

上記の原則に従い、水・電気代、文具、雇用者の給与などの CTP の運営経費や地域住民の支払い能力などを十分に考慮した上で、月謝が見積もられた。

サーニャでは、月謝の一部を年 50kg のミレットあるいは何らかの物品による支払いで受け付けるという提案がなされた。このような支払い方法は運営の持続性を十分に分析し、考慮する重要性が確認された。

各 CTP での定期的な収入の想定は、以下の表に要約されている。

表 S.6 CTP 収入体系

(FCFA)

	トゥバ・カオラック	サニヤ	カー・ナベタン	シンチュウ・マレム
入学金 / 年: 現金				
0-2 歳児	500	-	-	-
(20 人)	10,000	-	-	-
3-6 歳児	2,500	500	1,000	500
(60 人)	150,000	30,000	60,000	30,000
年合計	160,000	30,000	60,000	30,000
月謝 1 人当たり / 月 : 現金と現物				
0-2 歳児	500	-	-	-
(20 人)	10,000	-	-	-
3-6 歳児	1,000	500	2,000	1,000
(60 人)	60,000	30,000	120,000	60,000
現物 :	-	ミレット 50kg/年 750,000 FCFA 相当 62,500/月	-	-
月謝合計/月	70,000	92,500	120,000	60,000
月謝合計/年	700,000	925,000	1,200,000	600,000
収入合計/年	860,000	955,000	1,260,000	630,000

出所：JICA 調査団

### 3.3.6 スタッフ雇用

各 CTP では、2 名の教員と 2 名の保育士が雇用された。そのほかに、グラン・メール／グラン・パール等のコミュニティのボランティアが採用された。これら CTP スタッフは、サイトの帰属する末端行政単位のなかで地域住民から雇用される。このような雇用形態をとった主な目的は、地域住民を施設の運営と監理に巻き込み、地域における雇用機会の創出に貢献することであった。

### 3.3.7 カリキュラム／教材と研修

#### (1) 教材

教員・保育士の研修教材として、しつけ、コミュニティ・アプローチ、障害児ケアに関する 3 種類の技術マニュアルが作成された。

#### (2) 研修

研修プログラムは、研修生の能力と約 2 ヶ月の研修期間を考慮に入れて策定された。基本的な研修内容は、以下の表に示す。

表 S.7 研修プログラムの内容と時間配分

研修内容	時間配分
CTP 運営ポリシー、規則、記録、評価	70
運動、遊戯	21
教育	16
保健	21
栄養	13
子どもの権利	10
小学校訪問	65
サイト訪問（他）	10
他	14
合計	240

出所：JICA 調査団

**BOX 3 集団生活で心は一つ：効果的な研修を目指して**

パイロットプロジェクトでは研修、追加研修、意見交換会が行われ、すべての教員と保育士たちが集まる機会が3度あった。特に最初の研修は45日という長期間にわたり、初めて経験する集団生活に戸惑う人も多く、様々な問題（些細なこと）が発生した。しかし、それらの苦勞を乗り越えた仲間たちには、一つの家族としての意識が芽生え、お互い切磋琢磨しつつも助け合える間柄に発展した。

CTP 開園後の交流は実践経験を通じて、突き当たる壁や問題について打ち明け合い、解決策を見つけていくなど、期待以上に集団としての結束による効果が認められた。

しかし、研修といっても、自宅から通いつつ受ける研修と集団生活を通じて受ける研修では大きな違いを感じる。

通常、研修という教える側の一方通行的な情報伝達に終止することも多く、受講者は研修内容を十分理解できないまま授業は進む。研修受講者間で議論する時間もなく帰宅してしまうので消化不良の感は否めない。

しかし、集団生活による研修では、授業後、時間的余裕があるため、受講内容を研修生同士がお互いに話し合い、理解度を高めていける。研修生間の横のネットワークや継続的な協力関係が築けるのは、集団生活を通じた研修であるということをつまみ、今後の研修計画の立案が望まれる。

**3.3.8 CTP のデザイン**

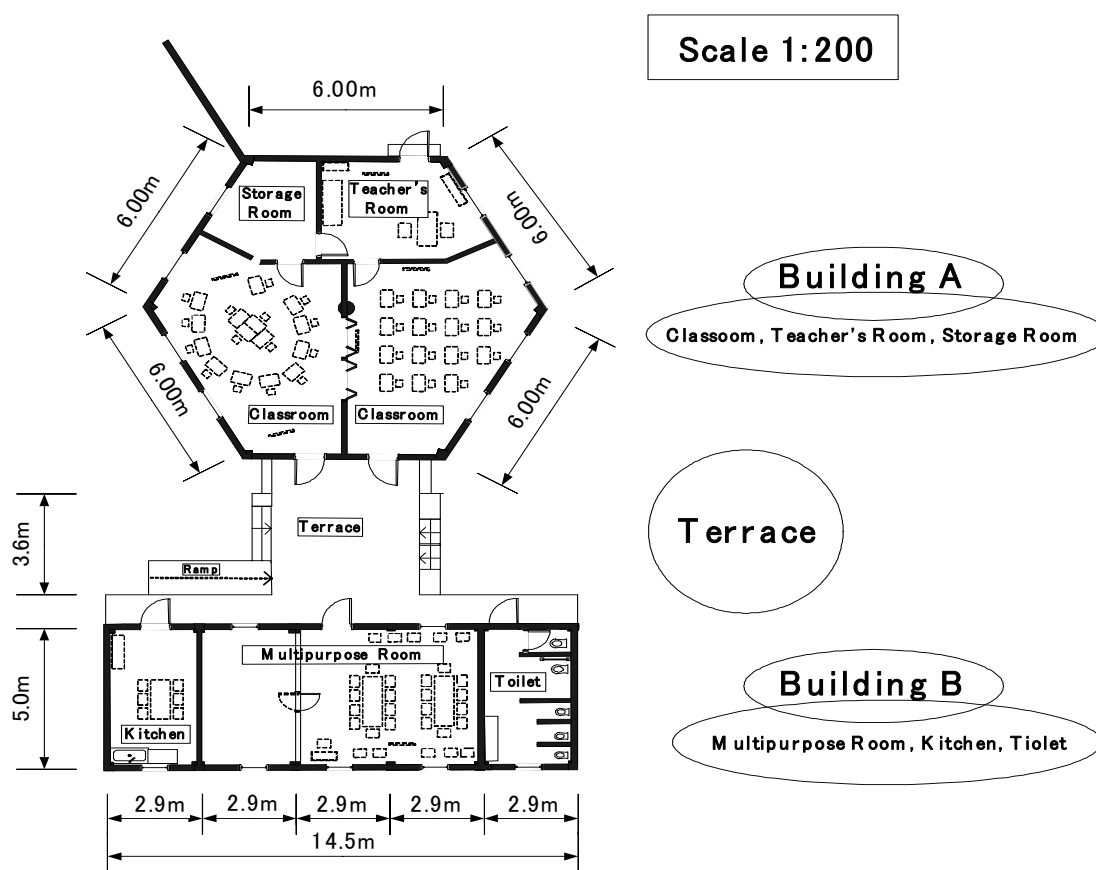
パイロット CTP は、以下の点を取り入れてデザインされている。

- － キッチンと衛生施設をトイレのある建物から隔離する。
- － 各部屋間のアクセスを良くするために各通路を拡張する。
- － 上記の通路拡張に伴い傾斜路を移動する。
- － 障害をもつ児童受け入れのためにスロープを作る。

これらの特徴は、JICA CTP 以前に建設された CTP にはみられない。特にサーニャでは、近くに保健施設が存在しないため、CTP 内に保健室を併設した。また、建設業者には建物の維持管理についてより理解が深い地元のコントラクター（建設請負業者）が選定された。

典型的な CTP のレイアウトは、下記の通りである。

図 S.8 CTP の設計図



#### BOX 4 開かれた CTP を目指して

本来、タンバクンダ州におけるキックオフセミナーへの招集者の選定は、州政府側にその全てを一任していた。その招待者の中に地元身障者グループのリーダーであるムッサ・サネ氏がいた。

熱心に JICA のプレゼンテーションに聞き入っていた彼は、セミナーが終了するとすぐに我々に近づき、「我々のような身障者は関わりを持てるのか？」とたずねた。その場でカウンターパートに確認すると「これまで省庁内部ではそのような視点は欠けていたが、是非協力したい」とのコメント受け、身障者グループとの協調関係が始まった。

身障者グループを受け入れるためには、まず設計を始めていた施設の仕様を変更する必要があり、早速、彼らの意見を全面的に取り入れた設計に変更した。

同時に、直接関わりを持つことになる教員、保育士たちも身障を持った児童に関する最低限の知識を持つことが必要だと考え、そのための研修マニュアルを作成した。実際の研修においても自ら身障者であるムッサ・サネ氏を講師として招いた。

このような身障者に対する取り組みは、他の CTP ではまだ採用されておらず、今後他サイトへの展開が期待されている。

### 3.3.9 マイクロプロジェクトとシネバス運営

#### (1) マイクロプロジェクト

マイクロプロジェクト実施の主な目的は、以下の通りである。

- － 現地住民、特に母親に対して、より魅力的で、アクセスが容易な CTP を創ること。
- － 現地住民に対して現金収入の機会を広げ、CTP の収益力を高めること。
- － 子どもへの実践的な教育の機会を与えること。

JICA 調査団は、マイクロプロジェクト活動の予備調査を行い、予算と CTP のスペースを考慮して候補プロジェクトを以下のように選定した。

表 S.8 マイクロプロジェクトの候補

	第一候補	第二候補
トゥーバ・カオラック	染色	縫製
サーニャ	製粉	－
カー・ナバタン	染色	縫製
シンチュウ・マレム	染色	縫製

出所：JICA 調査団

### BOX 5 お金儲けは楽じゃない！：マイクロプロジェクトの実情

パイロットプロジェクトではCTP 運営費の捻出を目的として、地元の女性が中心となるマイクロプロジェクトを各サイトで実施した。

サーニャでは、住民の要望により製粉機を設置したが、準備段階からその手際よさが際立った。設置小屋の供与、グループ化、オペレータの確保など、設置直後から稼働し始め、マイクロプロジェクトからの拠出金は運営に大きく貢献している。サーニャにおいてこのようにスムーズに稼働した背景には、彼ら自身製粉機の運営で一度失敗した苦い過去を教訓として生かしていることがあった。

一方、他の3サイトは洋裁、染物を選択したが、定期的な活動は認められなかった。理由は簡単である。製品が売れるまで収益は得られず、次の活動を開始できなかったのである。パイロットプロジェクトでは、機材供与、技術供与は行ったが、ビジネスモデルやマーケティングの技術までは指導しなかった。これらは、今後の大きな課題である。

一方、全く期待していなかった効果も現れた。活動に参加し始めた女性たちは「商売を始めるためにはせめて数字、計算が必要だ」ということで識字教室を始めたのである。教室には園児が下校後のCTP が使われた。母親教室とは別に女性たちが安心して自由に集まれる場所として、CTP が機能し始めたことはコミュニティ開発に向けた第一歩と位置づけられる。

## (2) シネバス運営

シネバス運営の目的は、以下の通りである。

- － CTP 運営とそのプログラムの目的について、現地住民の理解を深めること。
- － 就学前教育、保健、衛生、栄養、子どもの権利などについて、現地住民に基本情報を提供すること。
- － ビデオ鑑賞、講演会、討論会といったシネバスのサービスを通じて CTP への住民参加を促進すること。

JICA セネガル事務所によって調達された映写機搭載ランドクルーザーは、シネバスとして、各 CTP サイトを定期的に訪問して、ビデオ上映を行った。

ビデオ・プログラムは、以下のものが上映された。

- － 本調査団が作成した JICA CTP の活動紹介
- － NGO や UNICEF などが作成した保健、衛生、栄養教育
- － NGO や UNICEF などが作成した子どもの権利をとりまく環境
- － 日本文化紹介

#### **BOX 6 私たちの村が映画館になる日：シネバス上映会の日**

モニタリング期間中、NGOによって運営されたシネバス事業は大きな反響を得た。特にサーニャでは夜娯楽が極端に少なく（ラジオ程度）、シネバス上映の日には、隣村からも住民が集まるほどであった。また、サーニャは街道沿いであったため、街道を通るトラック運転手もハンドルを止め、一緒に鑑賞していたため、スクリーンの周囲を人だかりとトラックが囲んだ。

上映には、住民の希望を叶えるため、様々な工夫がなされている。

たとえば、当初確保した情報提供・普及用ビデオの多くはフランス語で発音されていたが、農村部ではフランス語を理解する人が少ないことから、在来語のソフト調達に奔走した。

集客を促すため、最初にセネガルでもとても人気のあるコメディ番組を流して、人が集まった頃合いを見計らい、本題である情報提供・普及ビデオを上映した。

都市部ではテレビの普及率も高いので、人気番組がある日は集客率が悪いことがわかるとあらかじめ番組表とにらめっこしながら、都市部の上映日程を調整するなど、様々な工夫がなされた。

シネバス運営と一言で言っても、地域の状況に応じて柔軟に対応するなど、きめ細かなサービスが求められる。

### **3.4 CTP 運営とモニタリング**

#### **3.4.1 モニタリングの目的**

CTP の運営は、2002 年 11 月に開始され、その後のモニタリング調査は以下の目的で実施された。

- CTP の運営状況を確認し、組織構成を含む問題を明確化し、より持続的な CTP 運営を確立するための支援を行うこと。
- CTP の児童とその家族ならびに地域住民に CTP がもたらした影響を評価し、必要であれば改善策を施すこと。
- 改善策やモニタリングから得られた教訓を取り込み、最終報告書により実際的な計画を策定すること。

### BOX 7 母親グループによる CTP 運営費捻出のための活動

各 CTP サイト、活動は継続しているものの、特に農村部では経営的に綱渡りの状態が続いている。ある程度予想されたこととは言え、日本でも幼稚園、保育所では政府の補助なしに運営不可能と言われており、全く政府の援助なしに運営を続けている CTP の存在は驚きに値する。

ただ手をこまねいて月謝の集金を待っているわけではなく、各サイトで様々な運転資金確保に対する取り組みがなされていることはオーナーシップが形成されつつある証でもある。

最も早く資金確保の取り組みを始めたのはシンチャー・マレムで、会計役（女性）の発案で女性相撲（レスリング）を企画し、入場料で収益を確保した。ただ、実はこの会計役はもともと相撲が得意で自らも参加し、ちゃっかり優勝して賞金を獲得している。

このような取り組みは半年に1回全教員、保育士が集まる意見交換会で報告され、その後各サイトにおいて資金確保の各活動へと反映される。

最も印象的だったのは、ある保育士が運営費の中から資金を借り受け、駄菓子を購入し、CTP の中で通園してくる園児相手に商売を始めたことである。「ここに通ってくる子どもだから、きっとお金を持っていると思った」と保育士は語っているが、なかなか盛況で他の都市部サイトでも実践を始めた。

## 3.4.2 CTP 運営とモニタリングの結果

### (1) パイロット・プロジェクト 1 年次

#### 1) 運営面における結果

2002 年 11 月から 2003 年 1 月の期間に、4 つの CTP が運営を開始した。

1 年次の主なモニタリング調査による所見は、以下に要約する。

#### a) カリキュラム内容

3 ヶ月の初期研修期間は、教員・保育士が歌やゲームなどの多様な内容を学ぶには十分ではなかった。従って、教員・保育士は時間が経つにつれ、内容が不十分であったと感じるようになった。

#### b) 他からの支援

いくつかの CTP においては、小学校の教員や退職した教員が指導計画作成のノウハウ等の技術移転を無料で支援した。しかし、すべての知識が就学前教育に適しているとは限らない。また、イスラム教の教員はアラビア語を児童に教えるよう、CTP に招かれるケースもある。子育てを終えたグラン・メール、グラン・ペールと呼ばれるボランティアたちは指導計画の幅を持たせるため、児童におとぎばなしや昔話を語ることで貢献している。

#### c) 出席簿

CTP では当初、出席簿は取られていなかった。しかし、補完研修で出席簿に関する指導がなされ、各 CTP で記録が取られるようになった。



d) 雨季休暇

当初計画では、CTP は雨季である 8-9 月が休暇に決められていた。しかし、CTP 側から親への雨季休暇に関する説明が足らず、親の間で混乱が起き、結果として 7 月に親が子どもたちを CTP に送らず、月謝支払いも滞った。

e) 施設の維持管理

施設の維持管理は維持管理マニュアルに従い、十分に行われている。すべての CTP はトイレも含め衛生的に保たれている。一部不適切な使用により問題のある設備も見られたこともあるが、ほとんどの設備や玩具は良好な状態が保たれている。

2) マイクロ・プロジェクト

サーニャの製粉機はよく稼動し、CTP の収入向上に大きく貢献している。

染料と縫製はその製作過程が複雑なことからマイクロ・プロジェクト参加住民の市場について知識が限られており、課題が大きい。

3) シネバス運営

シネバスによるビデオ上映は各サイトの老若男女に人気がある。シネバスは ECD に係わる保健、栄養、人権問題など有効的な情報を提供する。コミュニティはこういった情報を理解するとともに、CTP の活動への注目を高めている。

4) CTP の 1 年次財務状況

最初の 9 ヶ月の運営期間に、運営委員会は CTP 運営の財務的な持続性を管理しようと努力した。マイクロ・プロジェクトは CTP の財政的支援を目指し開始した。収支の予備分析は以下に説明するとおり。

a) 歳入と支出の概要

CTP 運営 1 年次の財務状況を以下の表 S.9 に示す。

表 S.9 CTP 運営 1 年次収支状況 (2002-2003)

(FCFA)

(運営期間*)		トゥーバ・カオラック (9month)	サニヤ (9month)	カーナベタン (8month)	シンチュウ・マレム (9month)
収入					
	登録料**	(1) 315,000	223,410	460,000	45,000
	月謝	(2) 688,500	108,250	886,000	467,100
	他	(3) 58,290	262,975	266,270	389,215
	収入合計 ((2)+(3))	(4) 746,790	371,225	1,152,270	856,315
	平均 (4)	(5) 82,977	41,247	144,034	95,146
	収入合計 ((1)+(2)+(3))	(6) 949,565	594,635	1,612,270	901,315
	平均 (6)	105,507	66,071	201,534	100,146
支出					
	CTP スタッフ給与	690,000	537,000	1,102,500	605,000
	教員 /保育士	(480,000)	(392,000)	(820,000)	(435,000)
	管理人/掃除人/etc	(210,000)	(145,000)	(282,500)	(170,000)
	経費	391,450	76,225	559,567	279,757
	電気	(27,601)	(0)	(71,600)	(104,162)
	水	(240,059)	(25,625)	(89,125)	(2,500)
	維持管理	(20,100)	(14,550)	(277,312)	(33,800)
	他	(103,690)	(36,050)	(121,530)	(139,295)
	支出合計	(7) 1,081,450	613,225	1,662,067	884,757
	平均 (7)	(8) 120,161	68,136	207,758	98,306
	収支 (6)-(7)	-131,885	-18,590	-49,797	16,558

出所：JICA 調査団

Note: \*CTP トゥーバ・カオラック は 12 月に開始。

\*\* サニヤ: 現金合計とミレット販売による収入合計 (182,910)

b) 年次収支状況と収支比率

次表は、年次の収支状況と収支率を示す。各サイトは 90%程度の収支比率が記録されており、シンチュウ・マレムについては 1 年次には収支を合わせることができる。

表 S.10 年次収支状況と収支率

(FCFA)

	トゥーバ・カオラック	サニヤ	カーナベタン	シンチュウ・マレム
年間収入	949,565	594,635	1,612,270	901,315
年間支出	1,081,450	613,225	1,662,067	884,757
年間収支率	87.8%	97.0%	97.0%	101.9%

出所：JICA 調査団

c) 徴収率

次表は入学金と月謝の徴収率を示す。月謝の徴収率において、農村部は都市部に比べ低いことが分かる。

表 S.11 入学金及び月謝の徴収率

	トゥーバ・カラック	サニヤ	カーナベタン	シンチャー・マラム
想定収入 (1 年次)				
児童数	90	54	106	95
入学金単価	3,500	1,000	5,000	500
入学金合計*	315,000	236,910	530,000	47,500
蓄積された児童数	529	368	620	462
月謝単価	1,500	500	2,000	1,500
月謝合計	793,500	184,000	1,240,000	693,000
授業料からの想定収入	1,108,500	420,910	1,770,000	740,500
実際の収入				
入学金**	202,775	223,410	460,000	45,000
月謝	688,500	108,250	886,000	467,100
授業料からの収入	1,003,500	331,660	1,346,000	512,100
入学金徴収率	<b>64.4%</b>	<b>94.3%</b>	<b>86.8%</b>	<b>94.7%</b>
月謝徴収率	86.8%	58.8%	71.5%	67.4%
総徴収率	80.4%	78.8%	76.0%	69.2%

\*サニヤ: この他にミレット販売による収入\*\*サニヤ: 現金合計とミレット販売による収入合計(182,910)  
出所: JICA 調査団

## (2) パイロット・プロジェクト 2 年次

CTP 運営 2 年次は 2003 年 10 月から開始した。モニタリング調査の結果は以下の通り。

### 1) 入所児童

2 年次の児童の入所登録数は以下に示す。

表 S.12 2 年次入所登録児童数 (Oct.2003)

入所登録	トゥーバ・カラック		サニヤ		カーナベタン		シンチャー・マラム	
	男児	女児	男児	女児	男児	女児	男児	女児
年少 (2-3 歳児)	16	20	5	6	22	19	8	20
年中 (4 歳児)	6	12	11	11	27	22	11	20
年長 (5-6 歳児)	6	6	8	6	18	24	6	9
障害児 (8 歳児)	1	0	0	0	0	0	0	0
男女別児童数合計	29	38	24	23	67	65	25	49
合計	67		47		132		74	

出所: JICA 調査団

### 2) 収入体系

次表は入学金と月謝に関する 1 年次と 2 年次の比較表である。各サイトは 1 年次の経験を踏まえ、授業料の設定のノウハウと集金の仕方を習得した。

表 S.13 入学金と月謝

サイト	入学金 (1 年次)	入学金 (2 年次)	月謝 (1 年次)	新月謝 (2 年次)
トゥーバ・カオラック	3,500FCFA	6,500FCFA	1,500FCFA	2,100FCFA
サーニャ	1,000FCFA 50kg Millet	2,500FCFA	750FCFA	750FCFA
カー・ナベタン	5,000FCFA	5,000FCFA	2,000FCFA	2,000FCFA
シンチュウ・マレム	500FCFA	1,000FCFA	1,500FCFA	1,500FCFA

出所：JICA 調査団

### 3) スタッフと CTP 運営

教員・保育士は CTP 運営 1 年の後、親や子どもに自信を持って接する姿が観察されるなど、大きな成長が認められた。各サイトでは 2 歳児を、1 年次同様、2 年次も受け入れた。2～3 歳児は特に親の注意を必要とするため、2 歳児を CTP に預けることは親の労働を軽減する効果をもたらしている。2 年次には 1 年次同様、いくつかの CTP で定員以上の児童が入所した。このため、運営委員会では地域のボランティアであるグラン・メールの協力を呼びかけ、グラン・メールが CTP 運営の支援に来ている。

### 4) CTP 施設の維持管理

モニタリング調査の維持管理については、以下に要約する。

- － トイレ施設はこれまでのところ衛生的に保たれている。トイレ使用者はトイレの清掃に関する指導を受けている。
- － 教員と保育士のみならず、CTP での活動参加者はプロジェクト作成の維持管理マニュアルを読んで理解している。
- － 補完研修時の救急箱の使い方に関する研修の後、救急箱は十分に管理されている。

### 5) マイクロ・プロジェクト

サーニャの製粉機は十分に機能しており、CTP 運営のための資金捻出に貢献している。持続性は、機械の部品交換代を確保できるかどうかによる。

縫製と染物を実施しているサイトでは、マイクロ・プロジェクトの継続的運営に困難な状況が見られる。しかし、染物は不定期ではあるが行われている。これは材料入手の資金が得られたときにのみ実施されるからである。

### 6) 歳出入のサマリー

2003 年 10 月からの 4 つの CTP の財務状況は、以下の表に記す。

表 S.14 CTP 運営 1 年次収支状況 (2003 年 10 月 - 2004 年 4 月)

運営機関		トカーハ・カオラック 7month	Sanga 7month	カー・ナヘ・タン 7month	シンチャー・マレム 7month
<b>収入</b>					
入学金	(1)	467,000	38,000	685,000	74,000
月謝	(2)	693,000	36,000	1,618,000	337,500
他	(3)	680,750	256,000	0	218,000
収入合計 ((2)+(3))	(4)	1,373,750	292,000	1,618,000	555,500
平均 (4)	(5)	196,250	41,714	231,143	79,357
収入 ((1)+(2)+(3))	(6)	1,840,750	330,000	2,303,000	629,500
平均 (6)		262,964	47,143	329,000	89,929
<b>支出</b>					
CTP スタッフの給与		690,000	350,000	1,155,000	247,500
教員/保育士		(650,000)	(330,000)	(840,000)	(225,000)
管理人/掃除人/etc		(40,000)	(20,000)	(315,000)	(22,500)
経費		588,988	6,450	322,858	197,125
電気		(6,420)	(0)	(38,060)	(42,920)
水		(65,263)	(0)	(64,923)	(250)
維持管理		(15,325)	(0)	(56,700)	(9,400)
他		(501,980)	(6,450)	(163,175)	(144,555)
支出合計	(7)	1,278,988	356,450	1,477,858	444,625
運営期間平均	(8)	182,713	50,921	211,123	63,518
子ども 1 人当たり/年		2,762	1,169	1,561	1,061
<b>収支 ((6)-(7))</b>		<b>561,762</b>	<b>▲ 26,450</b>	<b>825,142</b>	<b>184,875</b>

出所：JICA 調査団

a) 各 CTP の収支比率

次表に示す通り、サーニャ以外の 3 サイトの収支は黒字である。この収支比率は 3 カ所の CTP の財政の持続性を表すと考えられる。一方、このデータは 2 年次はじめから 7 ヶ月分の財務状況のみであり、入学金は年間を通じて使われるが、集金されるのは年度はじめの 1 回のみであることを念頭に入れておく必要がある。

表 S.15 収支合計と収支比率

	(FCFA)			
(Oct.2003-Apr.2004)	トカーハ・カオラック	サーニャ	カー・ナヘ・タン	シンチャー・マレム
収入合計	1,840,750	330,000	2,303,000	629,500
支出合計	1,278,988	356,450	1,477,858	444,625
収支比率	143.9%	92.6%	155.8%	141.6%

出所：JICA 調査団

b) 入学金及び月謝の徴収率

以下の表は入学金及び月謝の徴収率を示すものである。サーニャ以外では、入学金の徴収率は高い。月謝についてはサーニャとシンチャー・マレムが低い徴収率を示す。

表 S.16 入学金及び月謝の徴収率

(FCFA)

(Oct.2003-Apr.2004)	トゥバ・カラク	サーニヤ	カー・ナベタン	シンチュ・マレム
入学金徴収率	107.2%	32.3%	98.6%	100.0%
月謝徴収率	71.3%	15.7%	85.4%	53.7%
徴収率合計	82.4%	21.4%	89.0%	58.6%

出所：JICA 調査団

**BOX 8 病院は病人しか行かないところ：CTP はコミュニティーの情報発信基地**

保育士により、最低月 2 回のペースでサイト毎に取り組んでいる母親教室は、コミュニティにおいて貴重な情報発信機能を果たし始めている。

その中でも特に母親たちに評価を受けている講座は保健、栄養に関するものである。

Sintiou Maleme 診療所の看護師は「病院には病人しか来ないが、病人以外に伝えるべき有用な情報が診療所にはたくさんある」と主張し、母親教室にも積極的にボランティアとして参加している。

トゥバ・カオラクでは母親教室の度に診療所に勤める看護助手が参加し、病院で入手できる有用な情報を提供している。「某開発パートナーの支援を受け、予防接種が格安で受けられる」といった情報は母親から大きな支持を受けている。

大家族制度が維持されているセネガルではあるが、「子育ての悩み」を抱える母親にとって、この母親教室はよき情報交換の場となっている。

昔は井戸端・・・しかし、各戸給水が進む都市部では母親の交流機会が減少したため、CTP がその役どころを取って代わろうとしている。

**3.5 CTP の持続可能な運営条件**

パイロット・プロジェクトの結果から判断すると、条件さえ整えば CTP の持続性は確保できると考えられる。そのための主な条件は、以下の通りである。

**(1) サイト選定**

CTP の持続性を確保するには、地域のリーダーの存在や住民のグループや住民組織等の集団活動の経験などが重要な要因として挙げられる。キーパーソンとなり得る人的資源が不足する環境では、人材育成のために CTP 準備段階での研修が必要である。

水供給、保健施設、小学校など最低限の社会基盤整備がサイト近隣に必要である。

もうひとつの重要な要因は住民の収入である。住民が入学金や月謝を支払うことが難しい地域であれば、持続可能な運営のためには公的補助金などの特別な配慮が必要とされよう。

## (2) CTP への住民参加

現段階において、CTP は地域住民のイニシアチブによって運営されている。しかし、CTP スタッフの給与や施設の維持管理費の捻出など決して簡単ではない。

セネガルでは、地域住民の参加で料金を徴収し、施設の維持管理を行う水管理組織が一般的に存在する。水は日々の生活に欠かせないものであり、住民は水に料金を支払い、施設は維持管理されている。水管理組織は、経済力を持ち、運営管理能力を有する。もしも住民が CTP を水同様生活に欠かせないものであるとみなすならば、CTP の収入を確保、管理することが可能なはずである。よって、住民が ECD の役割とその重要性を十分理解できるよう情報の提供・普及や研修を行うことが必要である。

## (3) 社会配慮

CTP が地域社会に根ざすためには、地域住民の社会的な背景に留意し、地域住民に受け入れられるよう配慮することが肝要である。特に運営委員会及び監理委員会のメンバーや教員・保育士選出、児童の入所にあたっては、エスニシティ（民族）、ジェンダー、年齢などに十分留意するほか、公正・公平であることが求められる。

## (4) 政府と開発パートナーからの持続的な支援

CTP 建設・運営にあたっては、建設費用は中央政府から支給され、運営と維持管理コストはコミュニティが負担することになっている。しかし、政府からの持続的な支援、特に現金収入が絶対的に不足する農村部での支援が求められる。パイロット・プロジェクト CTP のいくつかは、実際ローカル・コミュニティから資金援助を受けた。この他、CTP のリハビリや施設改善費用は高額であり、コミュニティだけでは負担が難しいことが予想される。このためには、国または州からの補助金が配分されることが望ましい。

現在、世界食糧計画（WFP）は子どもの栄養改善のため食料及び CTP 関連の材料を定期的に支援している。CTP の持続的な運営のためには、このような組織との連携が重要である。

JICA CTP に提供されている支援の概要を次表にまとめる。

表 S.17 CTP への支援

	トウバ <sup>o</sup> ・カオラック	サーニヤ	カー・ナベタン	シンチュウ・マレム
市役所	運営費用の配分  予算配分制度化 するための計画	N/A	N/A	N/A
町・村役場	N/A	N/A	N/A	支援の制度化を 目指した町・村 役場による過去 2年間の資金配 分
コミュニティ	運営委員会メン バーがボランテ ィアとして CTP で働	運営委員会メン バーがボランテ ィアとして CTP で働	運営委員会メン バーがボランテ ィアとして CTP で働	運営委員会メン バーがボランテ ィアとして CTP で働

出所：JICA 調査団

Note: タンバクンダ州知事が、特に CTP 運営に協力的であった。

#### BOX 9 CTP ツアー開催で予算を獲得

タンバクンダ農村部のシンチュウ・マレムは地方政府より、初年度から運営費支援を2年連続で受けており、通常予算化に向けた動きが見え始めている。

シンチュウ・マレムの事例を見る限り、予算を拠出したのは村落共同体の中で構成される議会（コミュニティ・ルーラル）であった。

セネガル国において、地方行政単位は州、県、郡、村落共同体、村落で構成されており、これら行政単位の中でも予算の執行権および比較的柔軟な対応が可能な行政は村落共同体レベルであることが推察される。

また、シンチュウ・マレムの事例より、通常予算を獲得しやすい環境もわかってきた。

- ・ 村落共同体は複数の村落で構成されるが、共同体の中心となっている村落は文字通り議会の中心を占めており、CTP の予算を拠出しやすい
- ・ 議会関係者が CTP の監理委員会に参加すれば CTP を身近に感じ、活動、効果も理解しやすいので、予算確保に際して大きな後押しが期待できる

もちろん、予算確保には CTP 運営委員会の度重なる陳情も忘れてはならないが、サーニヤでおこなわれたように村落共同体の一構成村落では議会関係者に対して CTP ツアーを企画し、広報活動するなどの試みも効果的と思われる。

#### (5) 資金集めを目的としたマイクロ・プロジェクト

パイロット・プロジェクトでは CTP の財務能力強化のために、いくつかのマイクロ・プロジェクトが導入された。これらの活動は限られていたが、CTP をサポートするのに役立つ。

- ー マイクロ・プロジェクトの活動はできる限り簡易な手順のものとするべきである。



- － マイクロ・プロジェクトの活動は透明性確保のためできる限り多くの住民を巻き込むべきである。
- － マイクロ・プロジェクトの活動は地域住民が多く経験を得て問題から学ぶことができるようなものであるべきである。
- － マイクロ・プロジェクトの活動は素早く現金収入を得られるものであるべきである。
- － 製造技術のみならず製品売上の過程から利益を得るまでの研修が提供されるべきである。

持続可能な CTP 運営を行うためには、上記に留意してマイクロ・プロジェクトの内容選定を行う必要がある。

## (6) 近隣の小学校とクリニックとの連携

小学校及びクリニックとの連携は、CTP 運営を成功させるためには欠かせない。パイロット・プロジェクトにおいては、小学校の教員や保健・医療施設の医師・看護師などが CTP スタッフに子どもたちの扱い方を指導した。小学校の校長先生と看護師は CTP 運営委員会のメンバーとなり、CTP への助言を行っている。

### **BOX 10** CTP 卒業生は村の才媛：小学校校長が語る CTP 卒園生のその後と親の意識変化

JICA パイロットプロジェクト 4 サイトのうち、3 つの CTP は小学校に隣接しているため、日頃から小学校教員との交流は活発であった。

サーニャの小学校校長から CTP 卒園生のその後に関する報告を受けた。

年度末に実施した試験結果によれば、成績優秀者は学年全体の 36% に達したが、それら全員が CTP 卒園児であった。

もちろん、CTP 卒園児の中にも成績優秀者に入れなかった園児もいるが、CTP 卒園児中、約 6 割が成績優秀児童と評価された。

校長は「授業に向かう姿勢が非常に落ち着いており、素直に人の話を聞くことができる」と話しており、CTP の効果を改めて、実感した様子であった。

セネガル国では初等教育の就学率は 7 割を超えており、このペースが維持されれば、就学率の向上は期待できるが、その一方で特に農村部では中途退学は引き続き見られる。しかし、今回のようにわが息子や娘が成績優秀で将来の見込みがあると判断すれば、親が教育を継続させる可能性はある。CTP は親の教育に対する意識についても大きな影響を及ぼす可能性を秘めている。

### 3.6 CTP 運営から学んだ教訓

CTP 運営から学んだ主要な教訓は、以下に要約できる。

表 S.18 CTP 運営から学んだ教訓

課 題	教 訓
1. 場所の選定 (サーニャ近隣の世帯の収入が低かったことは CTP 運営上マイナスとなった)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 活発な協同組合活動とともにコミュニティ・リーダーの存在が、持続的な CTP 運営にとって最も重要な要素。</li> <li>- CTP 近隣の小学校と保健施設の存在が、不可欠である。</li> <li>- コミュニティの収入レベルを、住民の支払能力を評価するため要分析。</li> </ul>
2. 情報提供・普及とコミュニティの理解 (水管理委員会の経験をもとに情報提供・普及活動を行った)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 住民の ECD と CTP に対する理解は、持続的な CTP 運営に重要。</li> </ul>
3. 社会分析 (シチュー・マレムの人種構成の複雑さにより、運営委員会の選定を慎重に行った)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 運営委員の選定に当たっては、民族、ジェンダー、年齢に注意を払うべき。</li> </ul>
4. 政府・開発パートナーの継続的支援 (シチュー・マレム CTP はコミュニティから支援を受けた)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- モニタリングを通じた政府の支援は、CTP 運営に必要。</li> <li>- 広報・宣伝は、開発パートナーからの支援を得るために重要。</li> </ul>
5. マイクロプロジェクト	<p>マイクロプロジェクトの実施において、下記の点を考慮すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- マイクロプロジェクト活動は、プロジェクトの透明性を保つためにコミュニティから多くの参加者を巻き込むべき。</li> <li>- 収益が早期に出ることは、住民の興味や動機を維持するのに効果的。</li> <li>- 生産技術のみならずマーケティングの手引きは不可欠。</li> </ul>
6. CTP でのボランティア活動 (当初の想定よりも小さな子ども (2 歳児) のケアに有効)	<p>ボランティアによる支援は、以下の点で役に立つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 子どもの世話、特に設定以上の人数の子どもが登録される場合。</li> <li>- 2 歳児の世話 (当初、2 歳児は CTP の対象でなかった)</li> </ul>
7. 近隣施設とのネットワーク	<p>近隣施設とのネットワークによる効果。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 近所の小学校に通う兄や姉が CTP を訪問し、弟や妹を世話すること。</li> <li>- 小学校の教員が、CTP 教員に教材を提供すること。</li> <li>- 近所の病院の医者と看護師が CTP で子どもの扱い方に関するアドバイスを提供すること。</li> <li>- 初等学校長と看護師は、運営委員の良い候補者であること。</li> <li>- 看護師が栄養や予防接種について CTP の母親学級でアドバイスを提供すること。</li> </ul>

### BOX 11 子どもの変化は家族の変化：

子どもがGTPに通い始めて、様々な変化が認められた。

たとえば、ある父親は言う。

「子どもとの会話が増えたが、これは何？ どうして？・・・と延々と続き、なかなか寝ないよ・・・」

と困っているのか？ 嬉しいのか？

しかしその表情は、子どもの成長に満足していることをはっきりと語っていた。

これ以外にも「コミュニケーションが増えることで家族の距離が縮まり、家族の絆を再認識できた」と言う同様のコメントが多く、「子は縫（かすがい）」と言う言葉を改めて、認識させられた。

一方、「お母さんたちが怒らなくなった」と言う話を聞いたことがある。教員、保育士たちに対して、「お母さんたちに子どもに対してはあまり怒らせないように」と指導した記憶はない。

よくよく考えてみると、GTPの生活を通じて、こどもたちが日常生活におけるしつけを理解し始め、結果的にお母さんが怒る機会が減ったということのようである。

「子どもの変化が親も変えた」と言う興味深い事例である。

日本では就学前施設の存在によって、「親たちがしつけを放棄し始めた」と言う話を聞いたことがある。セネガルではそのような事態に陥らないよう、常に教員、保育士たちは親たちとコミュニケーションを図るべきである。

### BOX 12 おばあちゃんパワーは侮れない

パイロットプロジェクトではサイトによって、当初見込んでいた受け入れ園児数を大幅に上回ったサイトがあった。それらサイトに対しては、運営開始当初より4名の教員、保育士で対応できるか、不安視されていたが、調査団側の不安に対する地元コミュニティの回答がグラン・メールの起用であった。

大家族制を基本とするセネガルの一般家庭では子育てを終えたおばあちゃんたちは比較的時間に余裕がある。彼女たちは孫を連れてGTPを訪れ、そのまま空気のごとく園児帰宅時間までGTP内に存在する。

彼女たちの仕事は教員、保育士の助手で園児をトイレに連れて行ったり、子どもたちのけんかの仲裁など多岐に渡る。また、WFPよりおやつ用食料が支給されてからは給食当番、配膳かかりとしても活躍している。

穏やかな顔で子どもたちを見守るおばあちゃんたちは、GTPにこの上ない安らぎをもたらしており、園児たちにとってもなくてはならない存在となっている。

高齢者を尊ぶセネガルとはいえ、おばあちゃんたちも社会の中で一定の役割を果たすことで生きる喜びを感じているように思われる。

## 第4章 子どもの生活環境改善に関するマスタープラン (カオラック州とタンバクンダ州)

### 4.1 マスタープランの目的とアプローチ

本マスタープランは、セネガル国における ECD を取り巻く環境、すなわち前述の問題と制約を改善し、ECD についてのグローバルな戦略を踏まえつつ、現在作成中のセネガル国 ECD 国家計画の円滑な実現のための具体的改善策を提案するものである。

本調査では ECD を実現する一つの方法として、セネガル国現大統領が提唱し、国家 CTP 庁が現在推進中の CTP 建設・運営をパイロット・プロジェクトとして実施した。その結果、CTP が ECD のための包括的アプローチを可能とし、その効果も極めて高いことが明らかになったことから CTP の拡充に重点をおいた改善計画を提案する。

また、本調査ではカオラック州とタンバクンダ州におけるパイロット・プロジェクト実施による経験と教訓を踏まえ、カオラック州とタンバクンダ州における ECD のためのマスタープラン作成をその目的とした。さらに、第2章でも記述したとおり、カオラック州とタンバクンダ州が取り組むべき課題とセネガル国全体の直面する課題がきわめて類似していること、ならびにカオラック州とタンバクンダ州の課題に取り組むためには国家レベルの改善策の実施が必要であるということから、カオラック州とタンバクンダ州における ECD 計画とともに、国家レベルの組織制度ならびに政策に関する改善計画も含めて提案する。

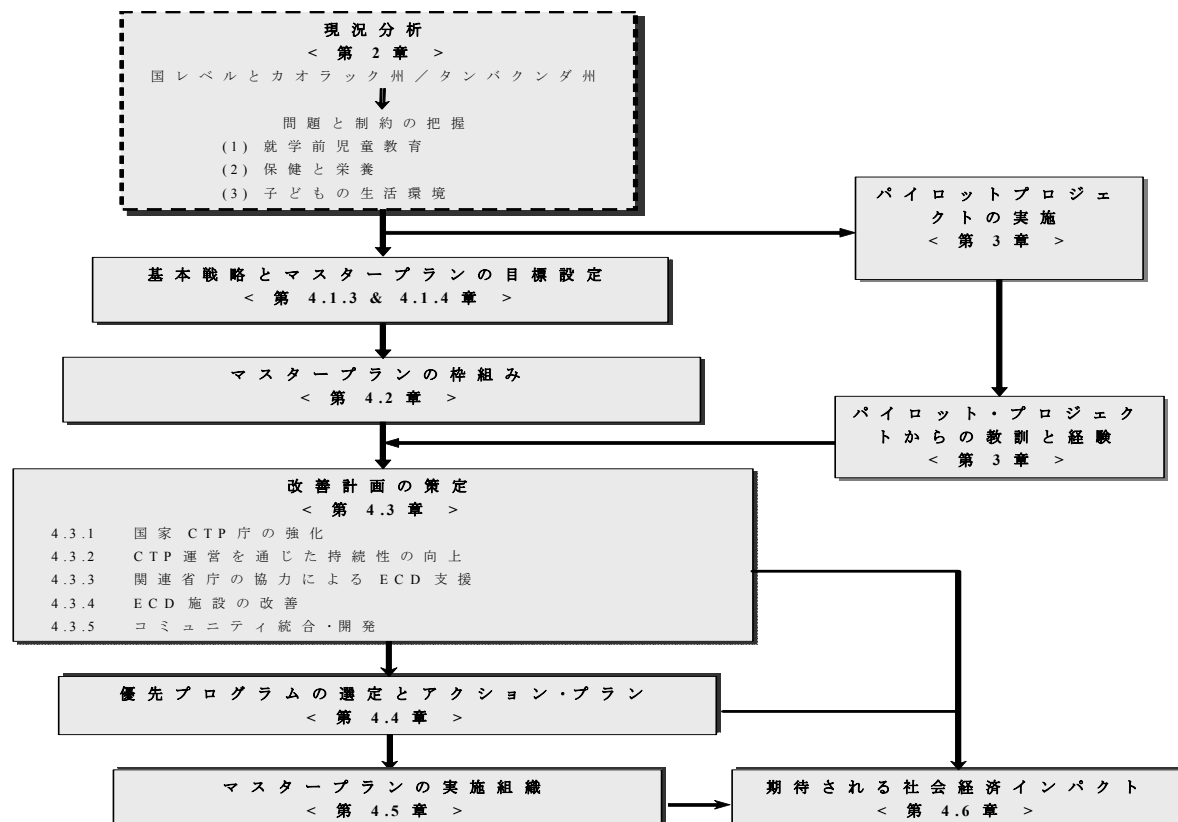
#### 4.1.1 マスタープラン策定に向けたアプローチ

本調査では、下図にも示されているとおり、以下のアプローチに沿ってマスタープランを策定した。

- 1) 現況分析を踏まえ、ECD に関連する国家レベルの問題と課題の整理ならびにカオラック州とタンバクンダ州における問題と課題の整理。
- 2) マスタープラン策定のための基本戦略の設定。
- 3) ECD の国家目標ならびにカオラック州とタンバクンダ州の達成目標設定（目標年は 2015 年）。
- 4) カオラック州とタンバクンダ州において CTP 建設・運営のパイロット・プロジェクトの実施。
- 5) パイロット・プロジェクトの実践を通じて得られた経験と教訓の整理。
- 6) カオラック州とタンバクンダ州の ECD 計画ならびに国家レベルの組織・制度強化と能力向上を含むマスタープランの策定。
- 7) 優先プログラムの選定とアクション・プランの作成。

- 8) マスタープランの実施組織の検討。
- 9) 期待される社会経済インパクトの整理。

図 S.9 マスタープラン策定へのアプローチ



#### 4.1.2 マスタープラン策定の基本戦略

以下の基本戦略を踏まえて、マスタープランを策定する。

##### (1) セネガル国の現況を踏まえた実現可能な改善策の作成

セネガル国の就学前教育の就学率、子どもや母親の保健・栄養に関する指標のほとんどは、開発途上国の中でも低位に属しており、ECD を取り巻く環境は極めて厳しい。その中でも、本マスタープランの対象となるカオラック州とタンバクンダ州では、セネガルの全国平均よりもこれら ECD 関連の指標がさらに低い状況である。このような状況下、現大統領のイニシアチブの下、本調査の中心テーマである CTP を活用した ECD が開始されているが、この CTP を中心とした ECD プログラムの実施によりすべての ECD 関連の問題が解決されるわけではない。本調査では、このようなセネガル国の現況を十分に理解した上で、できる限り現実的な目標設定と実現可能な改善策を提案する。

## (2) 対象2州のECDと併せた国家レベルの組織制度改善の提案

本調査はカオラック州とタンバクンダ州のECDをその目的とするが、両州の抱える問題と課題はそのほとんどが類似しており、且つセネガル国の地方部にも共通する問題と課題である。従って、カオラック州とタンバクンダ州に対する改善策を作成するとともに、セネガル国全体の国家レベルの政策及び組織制度の改善についても併せて提言する。換言すれば、カオラック州とタンバクンダ州のECDのためには、国家レベルの改善が不可欠と考えられる。

## (3) パイロット・プロジェクトの実践を通じたマスタープラン策定

本調査では、カオラック州とタンバクンダ州においてコミュニティ参加アプローチによるCTPの建設・運営を行った。その結果、CTPはECDに必要な包括的アプローチを可能にすることやこれまで実践してきた公立保育所や私立幼稚園に比べて児童の生活環境に対する改善効果が極めて高いことが明らかになった。本調査で提案するマスタープランでは、このパイロット・プロジェクトの経験と教訓を盛り込み、CTP建設・運営をいかに持続的なものにするかを中心としてその実施組織・制度の強化や活動支援策を提案する。

## (4) CTP実施官庁である国家CTP庁を実施主体とする改善計画の策定

ECDに関連する省庁は、国家CTP庁以外にも教育省、保健省、予防・公衆衛生省、家族・社会開発・国家連帯省などの多数の省庁にわたっている。セネガル国では、現在、国家CTP庁がCTPを主管しており、国家レベルのECD基本方針を中心的にとりまとめていることから、本マスタープランの実施主体を国家CTP庁と想定して提案する。また、ECDが多省庁間にわたっており、多省庁の支援を得て推進していかねばならないという状況から、関連省庁の上層部によって構成される実施調整委員会を新たに形成し、その事務局に国家CTP庁を任命することによってセネガル国のECDに対する実施主体として国家CTP庁を位置づける。

## (5) コミュニティ参加によるボトムアップに重点をおいた改善

パイロット・プロジェクトで実施したCTPの建設・運営は、コミュニティ参加アプローチを機軸にしており、その持続性はCTP児童の父母や地域住民を含むコミュニティ参加の積極性にかかっていると言っても過言ではない。本調査では、トップダウンによる政策や組織制度の改善とともに、CTPの持続的発展に不可欠なコミュニティ参加をより推進するための支援に重点をおいた改善案を提案する。

### 4.1.3 マスタープランの目標設定

本調査では、2015年をその目標年次としてマスタープランを策定する。達成すべき目標値の設定に当たり2015年に想定される人口や社会指標を概説し、その想定値を踏まえて達

成すべき ECD 関連指標（人口・社会指標、セクター別指標：就学前教育、保健、栄養、子どもの権利保護）を設定する。

## 4.2 マスタープランの概念と枠組み

### 4.2.1 マスタープランの概念

前節で説明したとおり、国家 CTP 庁を実施主管庁とする CTP 拡充を中心にすえた ECD 促進のためのマスタープランは、カオラック州とタンバクンダ州で実施したパイロット・プロジェクトの経験、教訓、評価を踏まえており、下記により構成される。

#### (1) 国家 CTP 庁の強化

CTP 建設・運営を主管し、セネガル国の ECD に関する実施官庁である国家 CTP 庁の業務を概説し、国家 CTP 庁を中心とした組織制度面の強化策を提案する。ここでは、国家 CTP 庁の強化・支援策とともに、ECD が多省庁間にわたって所管されていることから国家横断レベルの実施調整委員会の形成とその委員会における国家 CTP 庁の役割についても提案する。

#### (2) CTP 運営の持続性向上

2 年間にわたるパイロット・プロジェクト運営の経験と教訓を踏まえて、CTP の持続可能性を高めるための支援、すなわち CTP 運営支援を強化するための提案をする。ここでは、CTP 建設・運営のための構造物やカリキュラム、教材、教具などの標準化とともに、CTP の持続的運営に不可欠な住民及びコミュニティー参加をより効果的なものにするための住民への情報提供・普及、CTP スタッフの研修、モニタリング・評価の強化等の提案をする。

#### (3) ECD 関連省庁との協力

ECD には包括的アプローチが有効であるという認識を踏まえ、CTP で教育、保健、栄養といったマルチセクターにわたる分野を支援するためには、主管庁である国家 CTP 庁に加えて、関連省庁（例えば、教育省や保健省）の ECD 支援が必要となる。これに応えるため、ECD 関連省庁からの支援策についても提案する。ここでは、CTP 運営による ECD に関する住民への情報提供・普及や CTP スタッフへの研修協力にとどまらず、CTP を活用するより具体的な形での協力（出生届の受理、母親学校での保健栄養教育、予防接種の実施、識字教育など）についても提案する。

#### (4) ECD 関連施設の改善

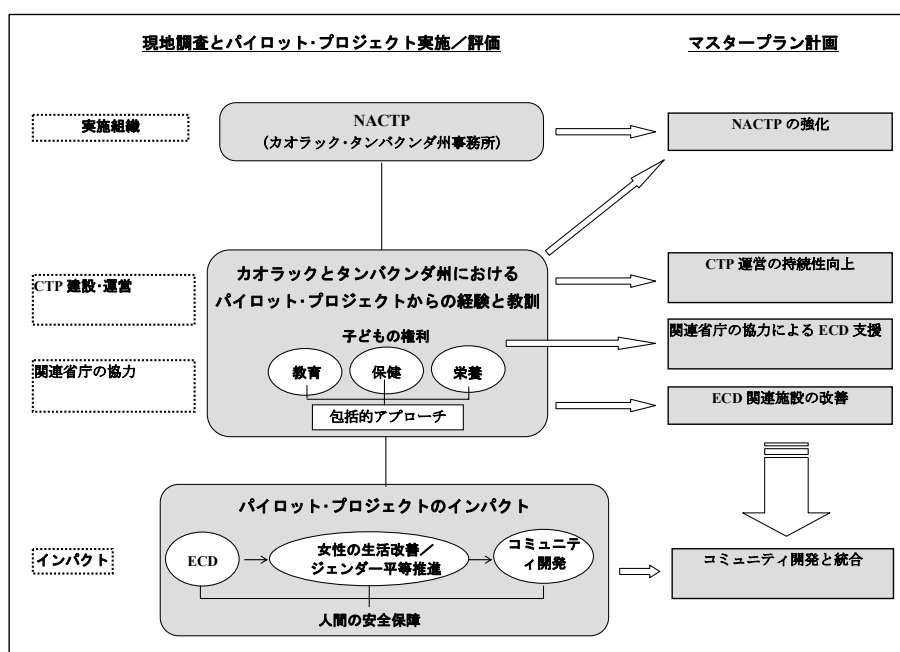
ECD 関連施設へのアクセス改善のために CTP を中心とした ECD 関連施設の拡充・改善策を提案する。CTP の新規建設のみならず、現在建設中あるいは建設完了も未稼働の施設の早期運営化に向けた改善策を提案するとともに、私立幼稚園へのインセンティブ政策も

提案する。併せて、CTP の初期形態として地方部で主に運営されているコミュニティ・ハットや ECD にとって一定の役割を果たしているダーラについての支援策も提案する。

### (5) コミュニティ開発支援

本調査で提案されるマスタープランの基本概念は、上記 4 つのカテゴリー別に分けて提案されるが、パイロット・プロジェクトの効果分析を踏まえて、CTP が ECD に貢献するのみならず、母親・女性支援、男女の共同参画（ジェンダー平等）さらにはコミュニティ開発にも貢献する可能性が大きいことからコミュニティ開発支援の提案もする。

図 S.10 マスタープランの概念図



#### 4.2.2 マスタープランの枠組み

上述した本調査のアプローチ、マスタープラン策定の基本戦略、マスタープランの目標設定、マスタープランの概念、および提案プログラムを取りまとめたマスタープランのフレームワークを下表に示す。



表 S.19 カオラック州とタンバクンダ州における子どもの生活環境改善に関するマスタープランの枠組み (対象年：2004年～2015年)

マスタープランの要約	指標	外部条件
<p>&lt;上位目標&gt; カオラック州とタンバクンダ州におけるECDの促進</p>	<p>国家統合ECD政策(NPIECD)における目標指標が、カオラック州とタンバクンダ州で達成する。</p>	<p>セネガル政府がNPIECDを策定し、ECDへの高い優先度をもち続ける。</p>
<p>&lt;中位目標&gt; 1. 持続可能なCTP運営管理 2. ECD関連施設の向上 (CTP、幼稚園、コミュニティ・ハット等) 3. ECDの質的改善</p>	<p>1. カオラック州とタンバクンダ州のCTPが、財務的に持続性をもって運営される。 2. カオラック州とタンバクンダ州のCTPが、標準カリキュラム、教材、マニュアルを使用して運営管理される。 3-1. 就学前教育就学率が、カオラックで2015年に10% (2004年：2.2%)、タンバクンダ州で262人の教員と491人のCTPスタッフ、タンバクンダ州で2015年までに75% (2004年：22%、25%) に上昇する。 3-2. ワクチン接種率が、カオラックとタンバクンダ州で2015年に100% (2004年：44%、46%) に上昇する。 3-3. 出生登録率が、カオラックとタンバクンダ州で2015年に100% (2004年：44%、46%) に上昇する。</p>	<p>国家CTP庁がECDの責務を担い、カオラックとタンバクンダ州のECDに対して技術的・行政的支援を続ける。</p>
<p>&lt;成果&gt; 1. 国家CTP庁の組織制度強化 2. CTP運営の持続性向上 3. 関連省庁との協力体制の確立 4. ECD施設の改善</p>	<p>1-1. 国家CTP庁が、NPIECDにそって組織制度を強化し、CTPへの支援が可能な適当な要員を配置する。 2-1. CTPの構造と運営組織が、標準化される。 2-2. 既存のCTPカリキュラム、教材、教本が、統合されて、カオラック・タンバクンダ州内の各CTPに普及する。 2-3. 必要な要員 (カオラック州で399人の教員と728人のCTPスタッフ、タンバクンダ州で262人の教員と491人のCTPスタッフ) が、国家CTP庁カオラック・タンバクンダ州事務所によって2015年までに研修される。 3-1. CTPを活用した関連省庁によるECD支援が行われる：(i) ECDに関する住民情報提供・普及、(ii) 保健・栄養、子どもの権利、識字等の母親教室、(iii) 出生登録の増加、(iv) ジェンダー平等の推進。 3-2. 地方政府が、CTP運営の支援のために財務支援を行う。 4-1. ECD関連施設が、2015年までに建設される (カオラック州で182のCTPと133の幼稚園、タンバクンダ州で123のCTPと87の幼稚園)。 4-2. CTPからの教訓、特に保健・衛生について、ECD関連施設に普及する。</p>	<p>カオラックとタンバクンダ州のコミュニティがECDの目的を理解し、CTPやECD関連施設に対して継続的な支援を続ける。</p>
<p>&lt;計画案&gt; 1. <u>国家CTP庁の強化計画</u> 1-1. 国家CTP庁機能の明確化と予算配分 1-2. 国家CTP庁の組織制度及び要員能力の強化 1-3. 国家CTP庁地方サービスの強化 1-4. ECDに関する国家政策の確立 1-5. ECD実施調整委員会の確立 1-6. 子どもの権利に関する法体系の整備 2. <u>CTP運営の持続性向上計画</u> 2-1. CTP構造と組織の標準化 2-2. CTPカリキュラムの標準化 2-3. CTPスタッフ用マニュアル及び教材の統合 2-4. 教材及び施設の配布促進 2-5. 住民情報提供・普及の強化 2-6. CTP研修システム強化と継続的研修の実施 2-7. ECD施設のデータベース作成 2-8. CTP研修学校の設立 2-9. モニタリング・評価システムの強化</p>	<p>3 <u>関連省庁の協力によるECD支援計画</u> 3-1. CTP運営によるECD意識化向上 3-2. CTP向け標準カリキュラムと教材の統合支援 3-3. CTPスタッフの研修支援 3-4. CTP運営による支援出生届の拡充 3-5. CTP運営による保健サービスへのアクセス向上 3-6. CTP周辺環境の向上 3-7. CTP運営による母親・女性支援/ジェンダー平等の推進 3-8. CTP運営向け財政支援システムの確立 4. <u>ECD施設改善計画</u> 4.1 既存CTP活性化プログラム 4.2 CTP連合の確立と協力の促進 4.3 CTP建設計画 4.4 民間就学前教育施設への財政支援 4.5 コミュニティ・ハット向け支援計画 4.6 データ改善計画 4.7 ECD支援基金の設立 5. <u>コミュニティ統合・開発計画</u> 5.1 CTP活用によるコミュニティ開発計画</p>	

### 4.3 優先プログラムと活動計画

#### (1) 優先プログラムと段階的開発計画

本報告書で上述されている改善計画案の中で、優先プログラムは以下の基準で選定されている。選定に当たり、早期に実施するために効率的であると考えられる場合には、いくつかのプロジェクト案を一つのプログラム案に統合している。

- － 実施主管庁である国家 CTP 庁の組織体制整備のために実施すべきプログラム
- － 持続的な CTP 運営のために緊急に整備を要するプログラム
- － 関連省庁からの支援が緊急に要するプログラム
- － CTP 施設の効率的な拡充に必要なプログラム

選定プログラムは、高い優先度があり、原則的には 2007 年までに実施すべきものである。下記 5 つのプログラムが最終的に選定され、添付のプログラム・プロフィールに詳細が記述されている。

- 1) 「国家 CTP 庁の組織および職員能力強化」プログラム
- 2) 「CTP カリキュラムと教材の標準化・統合」プログラム
- 3) 「コミュニティ住民情報提供・普及と CTP スタッフ研修」プログラム
- 4) 「CTP 運営を通じた ECD 活動支援」プログラム
- 5) 「CTP の活性化・促進計画」プログラム

選定された優先プログラムの詳細は、本報告書の添付に記述している。

ECD の向上のための段階的開発計画は、表 S.20 に記述している通り、開発の優先度とコミュニティ・レベルのニーズを考慮して作成している。

この結果、下表の通り 18 のプロジェクト/プログラムを 2007 年までに実施することを計画し、12 のプロジェクト/プログラムを 2008 年から 2015 年の間に実施するものとしている。

表 S.20 段階的開発計画

No.	プログラム案	実施機関	工程		
			2005	2007/8	2015
<b>1.</b>	<b>国家 CTP 庁の強化計画</b>				
1.1	国家 CTP 庁機能の明確化と予算配分	国家 CTP 庁*	■		
1.2	国家 CTP 庁の組織制度及び職員能力の強化	国家 CTP 庁	■	■	
1.3	国家 CTP 庁地方サービスの強化	国家 CTP 庁*	■	■	
1.4	ECD に関する国家政策の確立	国家 CTP 庁*	■	■	
1.5	ECD 実施調整委員会の確立	国家 CTP 庁*	■	■	-----
1.6	子どもの権利に関する法体系の整備	MOJ/国家 CTP 庁*			■
<b>2.</b>	<b>CTP 運営の持続性向上計画</b>				
2.1	CTP 構造と組織の標準化	国家 CTP 庁*	■	■	
2.2	CTP カリキュラムの標準化	国家 CTP 庁*	■	■	
2.3	CTP スタッフ用マニュアル及び教材の統合	国家 CTP 庁*	■	■	
2.4	教材及び資機材の配布促進	国家 CTP 庁*		■	■
2.5	住民情報提供・普及の強化	国家 CTP 庁*	■	■	-----
2.6	CTP 研修システム強化と継続的研修の実施	国家 CTP 庁*	■	■	-----
2.7	ECD 施設のデータベース作成	国家 CTP 庁*	■	■	-----
2.8	CTP 研修学校の設立	国家 CTP 庁*			■
2.9	モニタリング・評価システムの強化	国家 CTP 庁	■	■	-----
<b>3.</b>	<b>関連省庁の協力による ECD 支援計画</b>				
3.1	CTP 運営による ECD 意識化向上	国家 CTP 庁*	■	■	-----
3.2	CTP 向け標準カリキュラムと教材の統合支援	MOE/MOH/M PPHS	■	■	
3.3	CTP スタッフの研修支援	MOE/MOH/M PPHS	■	■	-----
3.4	CTP 運営による出生届の拡充	国家 CTP 庁*		■	■
3.5	CTP 運営による保健サービスへのアクセス向上	国家 CTP 庁*		■	■

No.	プログラム案	実施機関	工程		
			2005	2007/8	2015
3.6	CTP 施設の生活環境の向上	国家 CTP 庁*			
3.7	CTP 運営による母親・女性支援/ジェンダー平等推進	国家 CTP 庁*			
3.8	CTP 運営向け財政支援システムの確立	国家 CTP 庁			
<b>4.</b>	<b>ECD 施設改善計画</b>				
4.1	既存 CTP 活性化プログラム	国家 CTP 庁			
4.2	CTP 連合の確立と協力の促進	国家 CTP 庁			
4.3	CTP 建設計画	国家 CTP 庁*			
4.4	民間就学前教育施設への財政支援	MOE/国家			
4.5	コミュニティ・ハット向け支援計画	国家 CTP 庁*			
4.6	ダーク改善計画	国家 CTP 庁*			
4.7	ECD 支援基金の設立	国家 CTP 庁*			
<b>5.</b>	<b>コミュニティ統合・開発計画</b>				
5.1	CTP 活用によるコミュニティ開発計画	国家 CTP 庁*			

注： 優先プログラム/プロジェクトには、網掛けをつけている。

\* 関連他省庁との協力の下、実施すべきである。

## (2) 国家 CTP 庁の活動計画

前章で説明したとおり、国家 CTP 庁は ECD のために主導的な役割を担う必要がある。しかしながら、2004 年 4 月の政府組織の再編によって、組織とその機能が現在不明確な状態にある。

このような状況下、セネガルの就学前児童の開発のために本マスタープランで提案しているプロジェクト/プログラムを以下のとおり実施すべきである。

第一に、国家 CTP 庁は、設立の法的手続きを終え、必要な権限をもつ必要がある。

同時に、国家 CTP 庁の組織体制において中央及び地方レベル双方で必要となる部門体制の整備と要員配置が実行されねばならない。

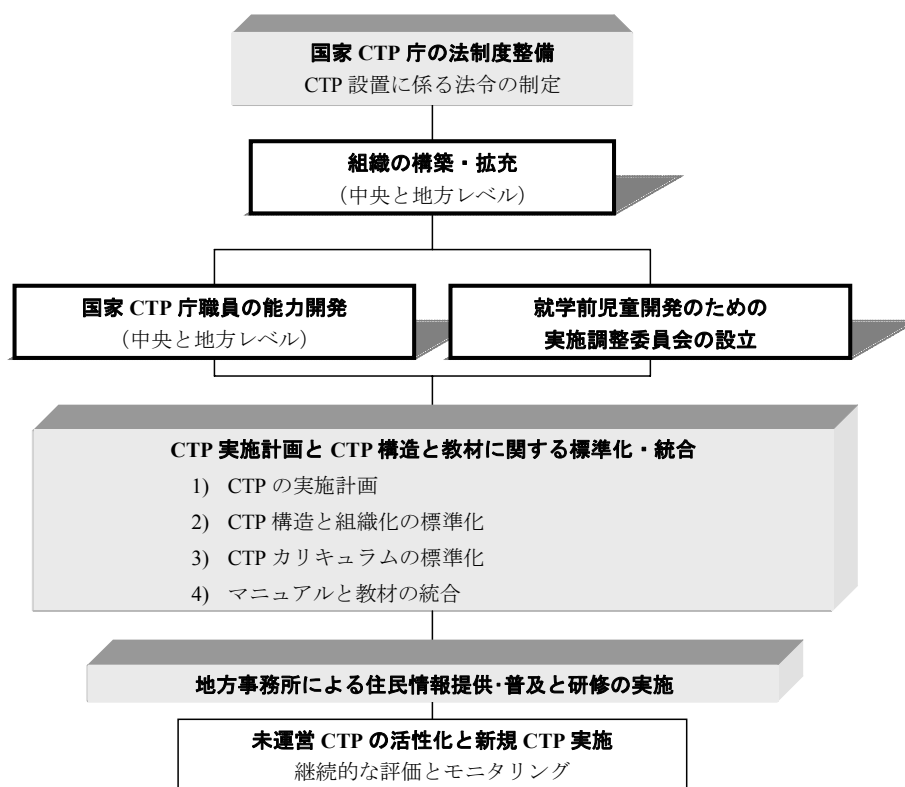
さらに、中央及び地方レベル双方における国家 CTP 庁職員へのキャパシティ・ビルディングも必要である。ECD に係る調整委員会の設立もまた、様々な活動を効率的に実施するために緊急に実施される必要がある。

国家 CTP 庁によって最も効率的に CTP 建設・運営をするために、CTP 関連活動の標準化と統合のみならず、他省庁の下で実施されている既存の開発計画をも包含した CTP 開発計画が必要である。

これら一連の活動を通じて、未運営の CTP の活性化と新規 CTP の建設・運営が促進される必要がある。また、評価とモニタリングは、既存 CTP の支援のために継続的に行われる必要がある。

国家 CTP 庁 によって主導的に行われる活動計画は、図 S.11 のとおりである。

図 S.11 国家 CTP 庁主導による活動計画



#### 4.4 組織体制

本マスタープランで提案する改善計画の実施主体は、国家 CTP 庁である。国家 CTP 庁は必要な組織と要員を確保し、CTP を中心とする ECD の改善を推進する。農村部での CTP 推進にあたり、国家 CTP 庁の地方組織（州教育行政官、視学官）の重要性が増すが、CTP の持続的発展のために地方行政と必要な調整・協力を図りながら ECD の改善を進める。一方、ECD を包括的な観点から推進するため、関連省庁の代表からなる実施調整委員会を国

家 CTP 庁主導で早急に立ち上げ、ECD 改善に必要な調整と協力を得るべく、調整委員会の運営を支援する。実施調整委員会の具体的機能と運営は、以下のとおりである。

1) ECD に係る実施調整委員会

ECD に係る実施調整委員会<sup>1</sup>の設立を包括的アプローチを促進する観点から提案する。同委員会は、ECD に関連する省庁の活動を監督し、調整する。同委員会の議長は、大統領府総局長が担い、国家 CTP 庁長官が副議長を担う計画である。

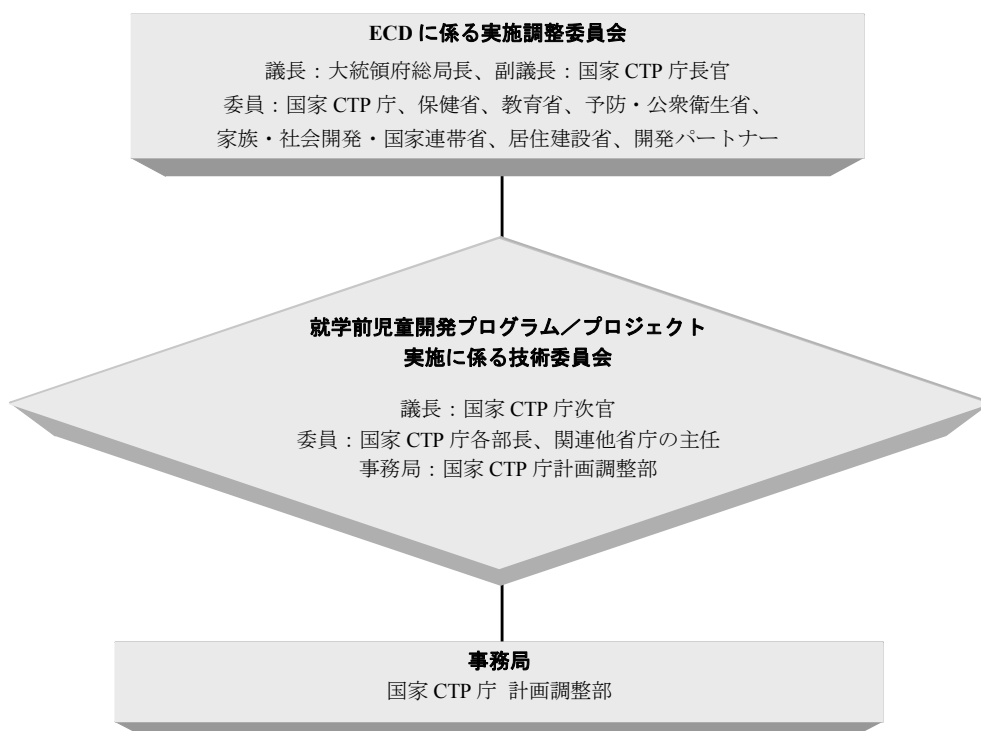
2) ECD プログラム/プロジェクト実施に係る技術委員会

ECD プログラム/プロジェクト実施に係る技術委員会は、上記委員会の実務組織として提案し、上記委員会の運営を担当する。同委員会は、国家 CTP 庁次官が統括する。

国家 CTP 庁の計画調整部は、同委員会の事務局の役割を担うことを想定している。

実施体制案は、下図の通りである。

図 S.12 マスタープランの実施体制案

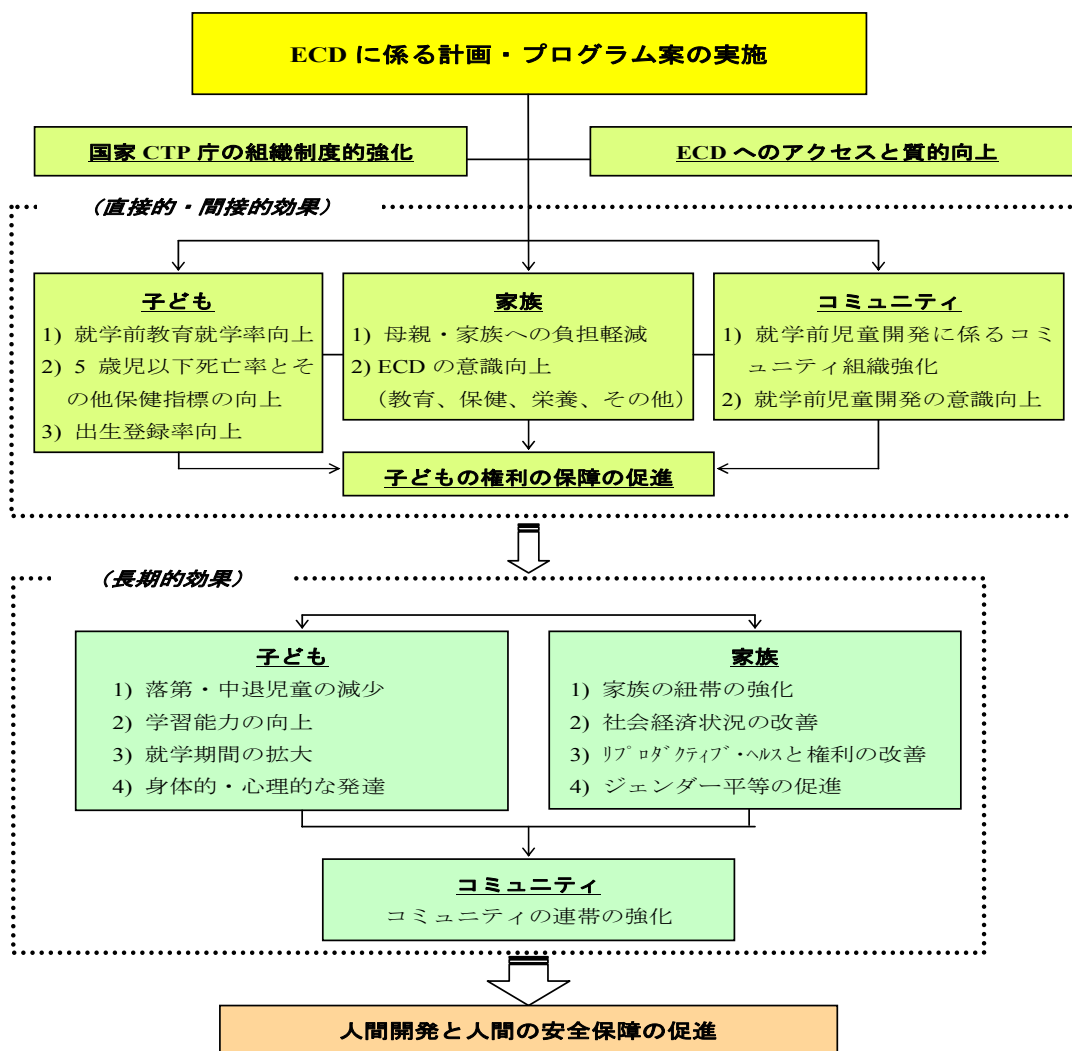


<sup>1</sup> 同委員会は、就学前児童の国家統合 ECD 政策案 (NPIECD) で提案されている「就学前児童のための国家委員会」と同等組織である。

#### 4.5 社会経済インパクト

提案している計画・プログラム案は、ECD のみならず、最終的には人間開発と人間の安全保障を目的としている。同計画・プログラム案の実施を通じて期待される社会経済インパクトは、図 S.13 のとおりである。

図 S.13 改善計画案の実施による社会経済インパクト



## 第5章 結論と提言

### 5.1 結論

#### パイロット・プロジェクト

カオラック州とタンバクンダ州でのパイロット・プロジェクトの実施を通じて、複数の効果が CTP の児童だけでなく、母親や家族、そしてコミュニティ全体に見られている。就学前教育の向上を含む子どもへの効果としては、児童の知的発達の促進や保健環境の改善が認められる。保健・栄養に関する知識の増大とともに、子どもの世話にかかる負担の軽減が、母親／家族に係る重要な直接的効果の一つとして挙げられる。また、コミュニティに係る効果として住民参加型 CTP 運営を通じたコミュニティ・エンパワーメントが挙げられる。

上記効果の評価を踏まえ、パイロット・プロジェクトの総合評価は下記のとおり整理できる。

- (1) CTP は、ECD にとって効果的である。
- (2) JICA・CTP のモデルは、今後の ECD および CTP のモデルになりうる。
- (3) CTP の運営は、財務的に持続可能である。

また、パイロット・プロジェクトの評価の結果、持続的な CTP の条件として下記の 6 点が挙げられる。

- － 社会経済的側面に配慮したサイト選定の重要性（既存の住民組織の存在、等）。
- － CTP に対するコミュニティの深い理解の必要性。
- － 社会的背景・状況を配慮した CTP 運営（CTP スタッフ、運営委員会の人選、等）。
- － 政府（特に州政府）による継続的な支援。
- － マイクロ・プロジェクトに関する活動内容の選定と実施方法の策定。
- － 近隣の初等学校や保健施設との連携。

#### マスタープラン

マスタープラン策定に当たり、下記を基本戦略として考慮した。

- － 実施可能な改善計画の策定
- － カオラック州とタンバクンダ州における ECD 改善計画とともに国家レベルの改善計画の策定
- － パイロット・プロジェクトからの経験と教訓の適用による策定



- － 国家 CTP 庁を中核とした改善計画の策定
- － コミュニティ参加によるボトムアップ・アプローチに重点をおいた策定

上記で設定された基本戦略を適用することによって、2004 年から 2015 年の間に実施すべき 30 の改善計画を策定し、以下の通り分類した。

- － 国家 CTP 庁の強化：6 プロジェクト
- － CTP 運営の持続性向上：9 プロジェクト
- － 関連省庁の協力による ECD 支援：8 プロジェクト
- － ECD 施設改善：7 プロジェクト

上記で策定した設定した 30 の改善計画を短期計画（2007 年までに実施）と長期計画（2015 年までに実施）に分類し、最終的に以下の 5 つの優先プログラムを選定した。

- (1) 国家 CTP 庁の組織制度および能力強化プログラム
- (2) CTP のカリキュラム・指導マニュアル標準・統合化プログラム
- (3) 住民への情報提供・普及および CTP スタッフ研修プログラム
- (4) CTP を活用した ECD 活動支援プログラム
- (5) CTP 活性化・促進計画プログラム

## 5.2 提言

提案しているプロジェクト/プログラム案によって ECD を成功裏に促進するために、関連省庁や開発パートナーとの密接な協力をもって国家 CTP 庁の主導の下に本マスタープランの施策を実施することを提言する。

### (1) ECD に係る政策の確立と CTP 機能の明確化

まず、ECD に係る基本政策が確立されるべきである。続いて、関連省庁の責務を明確にすべきである。保育所や幼稚園といった各種施設の中で、CTP の機能と責務もまた明確化されるべきである。

### (2) ECD に係る予算の増加

ECD に係る予算の割り当ては、極めて限られており、教育総予算の 1%以下である。これを初等教育に割り当てられる予算の 5%から 10%のレベルにまで増加させるべきである。

### (3) 関連省庁と開発パートナー間でのより良い調整

実施調整委員会を ECD に関連する省庁間で緊急に創設すべきである。開発パートナーからの援助に対する調整ばかりでなく、関連省庁間の開発計画の統合と調整が同委員会によってなされるべきである。

#### (4) 国家 CTP 庁の組織強化

国家 CTP 庁の法整備後、中央と地方レベル双方の組織体制が、活動計画で提示しているように確立されるべきである。国家 CTP 庁が行う大部分のサービスが地方オフィスを通じて行われることから、中央レベルの組織化に加えて、地方オフィスの強化が緊急に必要である。少なくとも、州教育行政官や初等教育の視学官と協力して情報提供・普及、CTP 職員への研修、評価・モニタリングの責務をもつ 2 人の視学官が国家 CTP 庁から各地方オフィスに任命されるべきである。

#### (5) ECD における統合アプローチ・モデルとしての CTP 普及

パイロット・プロジェクトの実施を通じて、CTP が ECD に有効であることが判明した。まず、CTP の開発計画は、関連省庁によって作成されているすべての関連計画を統合する形で策定すべきである。実施に当たっては、パイロット・プロジェクトで得た経験と教訓が活用できる。特に、持続的に運営されている CTP の状況やその前提条件は、よく概説し、CTP 実施の際に十分に考慮されるべきである。

#### (6) 国家 CTP 庁の情報提供・普及と研修機能に係る強化

CTP が住民によって選定された教員、保育士、運営委員会によって運営されていることから、住民への情報提供・普及と CTP 職員への研修により CTP 運営の基礎を形成することが極めて重要である。現在の国家 CTP 庁の組織と能力は、将来期待される施設拡大に対して未だ不十分である。職員数ばかりでなく、職員、特に地方職員の質も強化する必要がある。

#### (7) CTP 職員向け研修施設の確立

近い将来教員、保育士、運営委員会への研修の必要性が増加することに対応して、中央レベルで研修施設を確立すべきである。この研修学校は、CTP 研修センターの機能を有し、国家 CTP 庁の地方職員向け研修のみならず CTP 職員向けの養成研修と再研修を行う。

#### (8) CTP 支援システムの強化

持続的な CTP 拡張のために、支援システムがさらに強化される必要がある。CTP 建設後の評価とモニタリング・システムの導入は、パイロット・プロジェクトで経験したように国家 CTP 庁からの支援の一つである。モニタリング時に行われる CTP 職員間の意見交換会は、コミュニケーションと運営の持続性を高めるのに有効である。CTP への資金あるいは物資による補足的な支援の地方レベルと開発パートナー間の調整も CTP にとって重要な支援である。

添付資料

優先プログラム・プロフィール

プログラム・プロフィール (1)

<b>1. プログラム名</b>
国家 CTP 庁の組織制度及び職員の強化
<b>2. プログラムの目的</b>
国家 CTP 庁（カオラック・タンバクンダ州事務所を含む）の組織制度及び職員の強化
<b>3. プログラム・コンポーネント</b>
<p>[中央レベル]</p> <p>1) 国家 CTP 庁組織制度の確立と職員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画・調整局</li> <li>- 住民情報普及・コミュニティ参加局</li> <li>- 保健・栄養局</li> <li>- 研修・教材局</li> <li>- モニタリング・評価局</li> <li>- 行政・財務局</li> </ul> <p>2) 国家 CTP 庁職員の人材育成強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ECD 関連専門家の採用</li> <li>- 中央・地方職員の研修</li> <li>- ECD 関連のデータベース及びデータ収集システムの構築</li> <li>- 資機材・車輛の調達（コンピューター、コピー機、視聴覚教育機材、車輛等）</li> </ul> <p>[地方レベル：カオラック州・タンバクンダ州]</p> <p>1) 各州事務所に国家 CTP 庁職員（2 人）の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 各州事務所に 2 人の視学官を採用・配置</li> </ul> <p>2) 国家 CTP 庁州事務所職員向け研修（特に、計画、住民情報普及、CTP スタッフ向け研修、モニタリング・評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国家 CTP 庁中央職員及び他省庁（教育省、保健省、予防・公衆衛生省、等）の ECD 関連専門家による研修</li> </ul> <p>3) 州事務所向け業務資機材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- コンピューター、コピー機、視聴覚教育機材、車輛</li> </ul>
<b>4. 実施機関</b>
国家 CTP 庁（教育省、保健省、予防・公衆衛生省等の他省庁との協力）
<b>5. 資金源（想定）</b>
国家予算及び開発パートナー資金

6. 実施工程：2004年～2007年													
年	2004	2005				2006				2007			
四半期	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
活動	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
組織の確立													
職員の採用													
資機材・車輛の調達													
中央・地方職員向け研修													
データベース及びデータ収集システムの確立													
7. 期待される成果													
<p>1) カオラックとタンバクンダ両州における CTP に対して必要とされるサービスを提供することができる国家 CTP 庁の組織が確立され、職員が配置される。</p> <p>2) 国家 CTP 庁（中央・地方レベル）に熟練した職員と最低限必要な資機材が備わる。</p>													
8. 主な受益者													
<p>国家 CTP 庁（中央・地方職員を含む）、CTP スタッフ、カオラック州とタンバクンダ州の就学前児童とその家族。</p>													

## プログラム・プロフィール (2)

<b>1. プログラム名</b>
CTP カリキュラムと教材の標準化および統合
<b>2. プログラムの目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CTP カリキュラムの標準化と教授法の明確化</li>   <li>・ 既存資料の統合・編集による CTP スタッフ（教員、保育士、運営委員会）向け標準マニュアルの作成および教材の標準化</li> </ul>
<b>3. プログラム・コンポーネント</b>
<p>[カリキュラム]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国家 CTP 庁内にワーキング・グループを形成（CTP カリキュラム標準化に向け、CTP スタッフを研修する者および教育省、保健省、予防・公衆衛生省の専門家によって構成する）。</li> <li>2) 既存カリキュラムをレビューするとともに、CTP スタッフ（教員、保育士）から意見を聴取する。</li> <li>3) 標準カリキュラム完成後、カオラックとタンバクンダ両州の CTP ならびに ECD 関連施設（幼稚園、コミュニティ・ハット、託児所、等）に標準カリキュラムを配布する。</li> <li>4) セネガル国全体の CTP ならびに ECD 関連施設に上記 CTP 標準カリキュラムと教授法を普及する。</li> </ol> <p>[教材とマニュアル]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既存の教材とマニュアルをレビューし、上記ワーキング・グループによって CTP 側の要請を検証する。</li> <li>2) 既存の教材とマニュアルをテキストブックや視聴覚教育教材の形式に統合する。</li> <li>3) 教育省と国家 CTP 庁から承認を得て、カオラックとタンバクンダ両州の CTP ならびに ECD 関連施設（幼稚園、コミュニティ・ハット、託児所、等）に配布する。</li> <li>4) セネガル国全体の CTP ならびに ECD 関連施設に上記標準教材とマニュアルを普及する。</li> </ol>
<b>4. 実施機関</b>
国家 CTP 庁（教育省、保健省、予防・公衆衛生省等の他省庁及び開発パートナーとの協力）
<b>5. 資金源（想定）</b>
国家予算（国家 CTP 庁配当分）及び開発パートナー資金

6. 実施工程：2004年～2007年													
年	2004	2005				2006				2007			
四半期	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
活動	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
ワーキンググループ確立													
既存教材とマニュアルのレビュー													
標準化・統合													
議論・承諾													
印刷・配布													
7. 期待される成果													
<p>1) CTP 標準化カリキュラムが、カオラックとタンバクンダ両州の CTP ならびに ECD 関連施設（幼稚園、コミュニティ・ハット、託児所、等）で活用される。</p> <p>2) CTP 向け標準化教材とマニュアルが、カオラックとタンバクンダ両州の CTP ならびに ECD 関連施設で活用し、普及する。</p>													
8. 主な受益者													
<p>国家 CTP 庁（中央・地方職員を含む）、CTP スタッフ（教員、保育士、運営委員会、ステアリング・コミッティ）、カオラック州とタンバクンダ州の就学前児童とその家族。</p>													

### プログラム・プロフィール (3)

<b>1. プログラム名</b>
コミュニティ住民情報普及と CTP スタッフの研修
<b>2. プログラムの目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への情報普及に関する既存システムの強化とカオラック州とタンバクンダ州での情報普及活動の実施</li> <li>・州レベルでのより集約的な研修を通じた既存研修システムの強化と CTP スタッフ（教員、保育士、運営委員会）向け継続的研修の実施</li> </ul>
<b>3. プログラム・コンポーネント</b>
<p>[住民情報普及]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住民への情報普及に関する既存資料のレビューと標準マニュアル化への統合</li> <li>2) 標準マニュアルの使用および国家 CTP 庁州職員と州視学官による研修の実施</li> <li>3) CTP 建設計画に基づいた住民への情報普及に関する年間活動計画の作成</li> <li>4) カオラック州とタンバクンダ州での情報普及活動に掛かる予算の確保</li> <li>5) 国家 CTP 庁州職員と州視学官によるカオラック州とタンバクンダ州で実施すべき住民情報普及に関する研修の調整と監督</li> </ol> <p>[CTP スタッフ向け研修]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国家 CTP 庁州職員との協力による既存の CTP 数と将来建設計画の再検討および研修／再研修の必要性の把握</li> <li>2) カオラック州とタンバクンダ州における教員・保育士および運営委員会向け年間研修計画の作成</li> <li>3) 中央レベルによる国家 CTP 庁州職員向け研修計画の作成</li> <li>4) ドナー支援を含む研修向け予算の確保</li> <li>5) 教育省との協力による国家 CTP 庁州職員による研修の実施</li> </ol>
<b>4. 実施機関</b>
国家 CTP 庁（教育省、保健省、予防・公衆衛生省等の他省庁及び開発パートナーとの協力）
<b>5. 資金源（想定）</b>
国家予算（国家 CTP 庁配当分）及び開発パートナー資金



6. 実施工程：2004年～2007年														
年	2004		2005				2006				2007			
四半期	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
活動	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
住民情報普及マニュアルのレビューと統合														
CTPスタッフからの要請のレビュー														
住民情報普及活動及びCTPスタッフ向け研修の年間計画作成														
国家CTP庁州職員向け研修														
国家CTP庁監督・調整の下、州レベルの諸活動の実施														
7. 期待される成果														
<p>1) 住民への情報普及のための標準マニュアルが作成され、CTPで活用される。</p> <p>2) 住民への情報普及活動およびCTPスタッフ（教員・保育士）向け研修の年間計画が作成されるとともに、国家CTP庁州職員への研修を実施される。</p> <p>3) 国家CTP庁の監督・調整の下、カオラック州とタンバクンダ州において情報普及と研修に関する諸活動が実施される。</p>														
8. 主な受益者														
CTPスタッフ（教員、保育士、運営委員会、ステアリング・コミッティ）、ならびにカオラック州とタンバクンダ両州の就学前児童とその家族。														

プログラム・プロフィール (4)

<b>1. プログラム名</b>
CTP 活用による ECD 関連の活動支援
<b>2. プログラムの目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カオラック州とタンバクンダ州の農村部コミュニティにおいて、CTP 運営を通じた ECD 活動に関する住民理解の向上とその重要性の普及</li> <li>・コミュニティ・レベルでの財務支援システムの確立による CTP 運営の持続性の向上</li> </ul>
<b>3. プログラム・コンポーネント</b>
<p>[住民情報普及活動]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国家 CTP 庁、教育省、保健省、ドナー、NGO といった関連組織との協力による住民情報普及活動の見直し</li> <li>2) 関連組織との協力によるカオラック州とタンバクンダ州における年間活動計画の作成</li> <li>3) カオラック州とタンバクンダ州にある JICA CTP におけるコミュニティ集会やシネパスを活用したキャンペーン活動の実施</li> <li>4) カオラック州とタンバクンダ州にあるすべての CTP を対象とした ECD に関する住民理解の向上とその重要性の普及</li> </ol> <p>[財務支援]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) JICA CTP を含む既存 CTP の財務記録のレビュー</li> <li>2) 財務問題と制約の把握</li> <li>3) 州教育行政官とともに地方政府との CTP 財務支援に関する協議</li> <li>4) 財務支援に関する規則と標準基準の確立</li> </ol>
<b>4. 実施機関</b>
国家 CTP 庁（教育省、保健省、予防・公衆衛生省等の他省庁、開発パートナー及びカオラック・タンバクンダの地方政府との協力）
<b>5. 資金源（想定）</b>
国家予算（国家 CTP 庁及び関連省庁配当分）及び開発パートナー資金

6. 実施工程：2004年～2007年																
年	2004				2005				2006				2007			
四半期	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4			
活動	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q			
住民情報普及に関する資料の収集とレビュー																
住民情報普及に関する年間計画の作成																
住民情報普及活動に必要なとなる資機材の調達																
集落の集会やシネバスによる住民情報普及活動の実施																
CTP 財務記録のレビューと問題把握																
財務支援に関する規則と標準基準の作成																
7. 期待される成果																
1) 子どもと保護者が、就学前教育、保健・栄養、子どもの権利についてより理解を示すようになる。 2) カオラック・タンバクンダ州における就学前教育就学率の増加（2015年までに就学率が10%になる）。 3) 保健と衛生に関する知識の向上。 4) 栄養に関する知識の向上。 5) 子どもの身体的発達の向上。																
8. 主な受益者																
CTP スタッフ、ならびにカオラック州とタンバクンダ州の就学前児童とその家族・保護者。																

プログラム・プロフィール (5)

<b>1. プログラム名</b>
CTP 活性化・促進計画
<b>2. プログラムの目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CTP 建設拡充および CTP スタッフの研修を通じた既存 CTP の活性化、ならびに現地の要請に見合った CTP 運営の開始。</li> <li>・ カオラック州とタンバクンダ州における CTP 建設拡充による ECD アクセス改善ならびに就学前教育就学率の向上。</li> </ul>
<b>3. プログラム・コンポーネント</b>
<p>[未稼働 CTP の活性化]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国家 CTP 庁内部に未稼働 CTP に関する作業チームを形成。</li> <li>2) 州教育行政官との協力によるカオラック州とタンバクンダ州の未稼働 CTP に関する情報の収集。</li> <li>3) 未稼働 CTP の問題に関する調査とその対策の検討。</li> <li>4) CTP 建設、運営、研修に関する支援に向けた上記対策の実施。</li> </ol> <p>[CTP 建設計画]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) CTP インベントリーの作成とカオラック州とタンバクンダ州における CTP 建設計画のレビュー。</li> <li>2) 州教育行政官との協力によるカオラック州とタンバクンダ州における CTP ニーズ調査。</li> <li>3) 具体的な CTP 建設計画の作成 (2005 年～2009 年の五カ年計画)。</li> <li>4) 上記 CTP 建設計画に基づく必要資金の予測。</li> <li>5) カオラック州とタンバクンダ州での CTP 建設の実施。</li> </ol>
<b>4. 実施機関</b>
国家 CTP 庁 (大統領府及び州教育行政官との協力)
<b>5. 資金源 (想定)</b>
国家予算 (国家 CTP 庁配当分) 及び CTP 建設基金

6. 実施工程：2004年～2007年																
年	2004				2005				2006				2007			
四半期	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4			
活動	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q			
未稼働 CTP 調査に関するワーキング・グループの形成																
未稼働 CTP のデータ・情報収集																
未稼働 CTP 向け対策の調査と実施																
CTP 及び ECD 関連施設のインベントリー調査の実施																
2005年～2009年のカオラック州とタンバクンダ州における CTP 建設計画を作成																
カオラック州とタンバクンダ州での CTP 建設実施																
7. 期待される成果																
<p>1) 既存の CTP がすべて稼働する。</p> <p>2) カオラックとタンバクンダの両州において、CTP が計画どおり建設し、ECD へのアクセスが改善する。</p>																
8. 主な受益者																
CTP スタッフならびにカオラック州とタンバクンダ州の就学前児童とその家族・保護者およびコミュニティ。																